

別記

全管連 第349回理事会

1. 日時 令和 4年 1月17日 (月)

理事会 午後1時30分～2時50分 (予定)

厚生労働大臣表彰 (水道関係功労者) 授与式
午後3時00分～3時10分 (予定)

講演会 午後3時10分～3時40分 (予定)
「最近の水道行政について」(仮)
厚生労働省 医薬・生活衛生局
水道課長 名倉良雄 氏

2. 場所 ・品川プリンスホテル・メインタワー 24階「クリスタル24」
東京都港区高輪4-10-30
TEL 03(3440)1111
・WEB会議システム「Zoom」

3. 議題	頁
第1号議案 全管連組織等の見直し及び定款等の一部改正等に関する件 全管連組織等の見直しについて (案)	5
・ 中間とりまとめ (案) (別添1)	9
・ 定款・規約改正案 新旧対照表 (別添2)	19
・ 改正後の定款、関係規約の全文 (別冊)	
第2号議案 第62回 (令和4年度) 通常総会及び 全国大会等関連行事に関する件	40
第3号議案 第63回 (令和5年度) 通常総会及び 全国大会開催地に関する件	50
第4号議案 管工事賠償補償制度に関する件	54

4. 報告事項	
(1) 令和3年秋の叙勲・褒章受章者について	69
(2) 建設マスター、建設ジュニアマスターへの 推薦数増加の取組について	72
(3) 自由民主党 水道事業促進議員連盟 田村会長への要望及び 上水道・簡易水道整備促進議員懇話会について	84
(4) 建設キャリアアップシステムについて	96
(5) 特定技能一号評価試験実施について	99
(6) 第55回事務局研修会について	101
(7) 第59回技能五輪全国大会（東京大会）について	104
(8) 「管工事業」職業紹介リーフレットの作成について 「管工事全書」	106 (別添)
(9) 全管連 主要会議等予定表（案）	107
(10) 全管連PRポスター（水道産業新聞12月2日号）	(別添)
(11) 全管連PRポスター（日本水道新聞12月20日号）	(")

以上

全国管工事業協同組合連合会 役員名簿

令和4年1月17日現在

(敬称略・順不同)

会 長 藤 川 幸 造 (富 山 県)

副 会 長 佐 藤 安 幸 (北 海 道)
 佐々木 英 樹 (岩 手 県)
 大 熊 泰 雄 (埼 玉 県)
 白 倉 進 (千 葉 県)
 宮 崎 文 雄 (東 京 都)
 原 宣 幸 (神 奈 川 県)
 加 藤 大 二 (新 潟 県)
 穂 刈 泰 男 (愛 知 県)

副 会 長 馬 場 博 嗣 (京 都 府)
 前 田 隆 司 (大 阪 府)
 角 田 壽 郎 (兵 庫 県)
 高 橋 肇 (岡 山 県)
 櫻 井 健 吾 (愛 媛 県)
 藤 成 徳 (福 岡 県)
 岩 永 堅之進 (長 崎 県)

専務理事 粕 谷 明 博

常務理事 松 本 淳 司

部 長 岩 野 隆 一 (東 京 都)
 石 田 賢 司 (茨 城 県)
 和 田 均 (栃 木 県)

部 長 藤 原 和 彦 (三 重 県)
 鹿 野 淳 一 (山 形 県)
 松 本 正 美 (東 京 都)

理 事 村 田 信 吾 (北 海 道)
 龍 後 英 幸 (")
 坂 本 憲 昭 (青 森 県)
 星 進 (宮 城 県)
 井 上 環 (")
 太 田 博 之 (秋 田 県)
 白 田 眞 人 (山 形 県)
 松 原 文 司 (福 島 県)
 池 田 好 男 (茨 城 県)
 大 橋 保 (栃 木 県)
 中 村 勝 (")
 後 閑 正 裕 (群 馬 県)
 岡 田 章 (埼 玉 県)
 中 村 猛 (")

理 事 篠 田 喜 弘 (埼 玉 県)
 鴫 田 勇 (")
 新 井 光 雄 (千 葉 県)
 岡 本 和 也 (")
 小 松 隆 弘 (")
 五十嵐 隆 (東 京 都)
 上 杉 貴 志 (")
 新 家 功 一 (")
 渡 辺 才 司 (")
 星 野 護 (")
 石 田 隆 (神 奈 川 県)
 中 嶋 栄 一 (")
 丸 山 晴 雄 (")
 雨 宮 正 (山 梨 県)

理	事	小柳潤一(新潟県)	理	事	小向俊和(和歌山県)
		金内義久(")			南方節也(")
		山崎正寛(長野県)			高井豊司(兵庫県)
		柴田有彦(富山県)			原田猛(")
		北川雅一朗(石川県)			高原豊明(広島県)
		茗荷谷豊(")			吉川純弘(")
		富田行雄(福井県)			宇田川俊宏(鳥取県)
		小池勝(愛知県)			北野伸昭(島根県)
		永野卓司(")			仲田泰弘(山口県)
		大野茂(")			中川悟(香川県)
		坂明憲(")			宮本正一郎(愛媛県)
		鎌田幸太郎(静岡県)			篠野義秀(徳島県)
		服部愛一郎(")			上村健一(高知県)
		荒川晶一(岐阜県)			松尾浩充(福岡県)
		岡田明彦(")			林和義(")
		川島吉博(")			原田恵三(佐賀県)
		谷口学(滋賀県)			工藤光明(熊本県)
		豊嶋一俊(京都府)			横山英生(")
		津村憲志(大阪府)			織戸和彦(大分県)
		木村之彦(")			古澤雄二(宮崎県)
		水野博巳(奈良県)			福山康洋(鹿児島県)
					仲田一郎(沖縄県)
監	事	木村平(東京都)	監	事	渡邊宇之助(神奈川県)
		関根州一(埼玉県)			安井健(愛知県)
		内山邦俊(千葉県)			福田悦雄(員外)

第1号議案 全管連組織等の見直し及び
定款等の一部改正等に関する件

1. 経過及び今後の予定について

令和3年	1月18日	第344回理事会
	4月7日	第1回総務・経理合同部会
	7月6日	第2回総務・経理合同部会
	9月28日	正副会長・部長会議
	10月18日	第348回理事会
	11月9日	第3回総務・経理合同部会
	12月16日	正副会長・部長会議
令和4年	1月17日	第349回理事会
	6月15日	臨時総会（ <u>定款・規約の改正等の一部施行</u> ）・ 第350回理事会
令和5年	7月12日	通常総会（ <u>定款・規約等の施行</u> ）

2. 審議事項について

会員が減少傾向にあり、今後の今後の管工事業の発展等のために事業を継続していくためにも、全管連の組織自体もこれを反映する必要があり、また、会員の中からも役員数等について見直すべきとの意見があったことから、本会第344回理事会（令和3年1月18日）において総務・経理合同部会（以下、「合同部会」という。）で具体的な検討を行うことが承認された。第348回理事会（令和3年10月18日）において中間とりまとめが了承され、その後、合同部会、正副会長・部長会議において、中間とりまとめに従いより具体的な検討を行い、最終とりまとめ案を作成した（次頁 別紙）。

については、令和4年6月15日開催の臨時総会において定款・規約の改正等（赤色部分）を行い、令和5年7月12日の通常総会から施行したいので、ご審議ご決定を賜りたい。

また、中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和3年5月14日施行）に伴い、中小企業組合について「バーチャルオンリー型組合総会及び理事会」が開催可能となった。これを受けて全国中小企業団体中央会では、定款参考例の改正（令和3年7月30日）を行った。については、本会でも令和4年6月15日開催の臨時総会において、定款・規約の改正および電磁的記録等に関する規約を設定（青色部分）し、施行したいので、併せてご審議ご決定を賜りたい。

別紙

全管連組織等の見直しについて（案）

令和4年1月17日
全管連第349回理事会決定

1. 組織見直し検討の経緯

全管連の所属業者数はピーク時（2001年）の約2万3千社から現在では約1万5千社と大きく減少している。この傾向が大きく改善されると予想することは難しく、今後の管工事業の発展等のために事業を継続していくためにも、全管連の組織自体もこれを反映する必要がある。

会員の中からも役員数等について見直すべきとの意見があったことから、本会の正副会長部長会議による予備的検討を経て、本会第344回理事会（令和3年1月18日）において総務・経理合同部会（以下、「合同部会」という。）で具体的な検討を行うことが承認された。

2回の合同部会での審議の他、正副会長部長会議、理事会においても議論を行い、第348回理事会（令和3年10月18日）において別添1の中間とりまとめが了承された。その後、第3回合同部会において、中間とりまとめに従いより具体的な検討を行い、最終とりまとめ案を作成した。

2. 中間とりまとめにおける組織見直しのポイント事項

①役員数について

定款における理事定数は60人以上75人以内とし、都道府県支部への理事割当数については、各都道府県1名の割当と所属企業数に応じた割当の併用方式とする。

具体的な理事割当については、65名程度を目安としつつ、現行理事数から大きく減る支部については割当人数増を行う。また、都道府県支部における地域の状況についても必要に応じ勘案する。

監事人数は1名減とする。青年部代表にはオブザーバとして理事会等への出席を求める。

②副会長について

定款における副会長数は10名以内とし、会長が指名し理事会で選出する。具体的な人数については会長の判断による。当面は業務運営上の6部門を担当

する副会長と筆頭副会長の7名とする考え方が主流であるが、6部門の責任者を部長とし、副会長は数名が良いとの意見もある。

ブロック担当副会長制は廃止するが、ブロック代表としてのブロック長制を復活させる。理事会への議案付議等についての最終審議を行うため、正副会長ブロック長部長会議を開催するものとする。

③部会・委員会について

6部門の委員会は廃止し、部会に一本化する。北海道の支部長を含め各理事はいずれかの部会に所属する。

6部門横断的な事項及び本会の総合的業務の企画等について議論・調整を行う場を設ける必要がある。

④出資金額の差異について

少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の一部返還は難しいという認識で一致した。

都道府県支部における所属業者数の増減により結果として一社当たりの出資金額に差異が生じているが、それに対応して義務的に出資金額の調整（返還又は徴収）を行う必要はないという意見が大勢である。

出資金額に差異があることによる不公平感について、例えば出資配当を行うこと等によりその検討をする必要がある。

3. 中間とりまとめを踏まえた定款・規約等改正のポイント

2. に示した組織見直し案に基づく定款・規約の改正条文は第2号議案のとおりである。以下に、そのポイント事項を示す。

○定款

- ・第24条 役員数80～95 を 60～75とする。実際の理事数に上下限とも若干の余裕を確保
- ・第26条 員外理事の上限を5人とする
- ・第28条 副会長を10人以内とする
- ・第51条 当面は空振り規定であるが、今後、特別の課題に関し、委員会を設置する場合もあるため、委員会に関する条文は残す。
- ・その他 「資本剰余金」、「バーチャルオンリー総会」の規定等について最近の標準定款例等に倣い規定、改正する

○業務運営に関する規約

- ・「部」を「部会」とする

- ・各理事は原則としていずれかの部会に所属する
- ・部会に担当副会長、部会長、副部会長2名をおく
- ・部会横断的な事項を審議するため「会長・副会長会」の規定を設ける

○担当副会長制に関する規約

- ・業務運営に関する規約に含まれることに伴い廃止する

○委員会規約

- ・常設委員会は部会に一本化されることに伴い、特別の案件審議のために委員会が設置されることとなる。それに対応した内容に変更する

○支部に関する規約

- ・ブロック担当副会長を置く規定をブロック長を置くと規定に改正する
- ・それに伴う文言修正を行う

○賛助会員規約、青年部規約

- ・定款の条ずれに伴う改正を行う

4. おわりに

新組織スタートは令和5年度の第33期からとなるが、組織改正はゴールではなく出発点である。よりコンパクトな組織で風通し良く議論を行い、アクティブな全管連となり、会員、所属企業の発展につながる事業を展開していく必要がある。

なお、1社当たり出資金額の差異問題については、まずは令和3年度収支の状況次第であるが、出資配当を行うべく調整を進めるとともに、本会の中長期的な財政計画について引き続き検討を行うこととする。

別添1 中間とりまとめ（案）

別添2 定款・規約改正案 新旧対照表

別 冊 改正後の定款、関係規約の全文

全管連組織等の見直しについて－検討状況及び中間とりまとめ（案）

令和3年10月18日
全国管工事業協同組合連合会

1. 組織見直し検討の経緯

全管連の所属業者数はピーク時（2001年）の約2万3千社から現在では約1万5千社と大きく減少している。この傾向が大きく改善されると予想することは難しく、今後の管工事業の発展等のために事業を継続していくためにも、全管連の組織自体もこれを反映する必要がある。

会員の中からも役員数等について見直すべきとの意見があったことから、本会の正副会長部長会メンバーに対して予備的なアンケート調査を実施した。その結果、所属業者数の減少に応じて理事定数も減らすべき、副会長数も見直すべきと等の回答が多く、本格的な検討を行う必要性が確認できた。

このため、総務・経理合同部会（以下、「合同部会」という。）で具体的な検討を行うことが第344回理事会で承認され、これまでに合同部会を2回開催するほか正副会長部長会、理事会にも報告し、意見を求めてきた。

本報告は、これまでの議論を中間的にとりまとめたものであり、さらに広く会員の意見を求めるとともに、最終とりまとめに向け議論を深めることとしている。

2. 合同部会における検討状況

第1回合同部会では、本問題に関する論点及び議論すべき事項案を示し、幅広く自由討議を行った。また、役員数を減らした場合の都道府県支部への割当人数、出資金差異の調整を行った場合の追徴又は返還額に関する試算も提示した。

第1回合同部会における意見の概要は次のとおりであり、役員数、副会長数については減らす方向、出資金差異の調整問題については時間を掛けて検討するとの意見が大勢を占めた。（別紙1参照）

第2回合同部会では、目指すべき役員数等についてより具体的に検討を行い、座長により以下に示す暫定的な意見集約が行われた。

①役員数について

- ✓ 定款上は60～75人と定め、実際の理事割当は、所属企業数の減少率も踏まえ65名程度を目安（※65名を限度とするという意味ではない。）とする。
- ✓ 割当方式は従来通り。各都道府県1名と所属業者割を併用。その結果、現在の理事数から2名以上減る都道府県支部については、増員について考慮する。※いずれにせよ各期の理事割当数はその時点直近の所属業者数により算出される。
- ✓ 青年部代表については、理事とするのではなくオブザーバ参加とする
- ✓ 監事数は5名（員外監事を含む）。定款は変更しない。※監事監査を充実すべきとの意見があった。

②副会長数について

- ✓ 定款上は10名以内とする。
- ✓ 各ブロック担当副会長制は廃止し、ブロックの代表はかつてのブロック長制度を復活させる。また、ブロック長の役割を明確にする
- ✓ 副会長は会長が会務運営し易いように指名し、理事会で選出する
- ✓ 10名以内で具体的に何名とするかは会長の考えによる。当面は6部担当副会長と筆頭の7名が適当との意見が多かった。※なお、6部門の責任者は部長とし、副会長は数名でも良いという意見もあった。

③部会・委員会の在り方について

- ✓ 現在の委員会は廃止し、部会に一本化する
- ✓ 6部門横断的な課題等について企画調整する場が必要である
- ✓ 各理事はいずれかの部会に所属。各理事の希望を踏まえつつ会長が調整し、理事会に提案。北海道連の支部長については本会理事ではない者についても部会には所属してもらう
- ✓ 部会の幹部は、担当副会長、部長及び2名副部長
- ✓ 部会の活性化について議論することが必要

④1社当たりの出資金額に差異が生じていることについて

- ✓ 総務委員会、経理委員会に属する理事の地元県連へのアンケート調査結果（別紙2参照）について尊重する
 - ・単組からの出資金徴収方法は様々（団体割のみ、人数割のみ、両者併用がほぼ同数。

- ・単組の所属企業数減少に伴い出資金一部返還を行っているのは1県連のみ。
 - ・所属業者数の増減による出資金の差異調整について定期的に行うべきとの回答は3/18、当面はそのままが良いは9/18。
 - ・自由記述として「所属員の増減にその都度対応する必要はない、出資金の引受基準は加入時の基準であり、その後の変動までは拘束しない」との意見があった
- ✓ 少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の返還は先送りすべき
 - ✓ 所属業者数の増減に伴う1社当たりの出資金額に結果として差異が生じていることが出資口数を調整しなければならない理由に該当するかどうかを含め更に検討する（法律・定款上、差異の調整を是正しなくても良いのであれば敢えて調整しない）
 - ✓ 出資金額の不平等感は、出資配当を行うことである程度解消できるので経理部門で全管連の財政計画、予算編成の在り方とともに検討する

3. 中間とりまとめ（案）

2回に亘る合同部会での検討、正副会長部長会等での意見等を踏まえた全管連の組織見直し等の主要方針は以下のとおりである。今後、4. に示すスケジュールに従って更に議論を深め、具体的な定款改正等を行う。

①役員数について

定款における理事定数は60人以上75人以内とし、都道府県支部への理事割当数については、現行方式と同様に各都道府県1名の割当と所属企業数に応じた割当の併用方式とする。具体的な理事割当については、65名程度を目安としつつ、現行理事数から大きく減る支部については割当人数増を行う。また、都道府県支部における地域の状況についても必要に応じ勘案する。

※上記による割当理事数の試算を別紙3に示す。なお、実際の各期における理事割当はその時点における所属業者数により再計算されることになる。

監事について定款上の人数は変更しないが、実際の監事人数は1名減とする。また、青年部代表にはオブザーバとして理事会等への出席を求めることとする。

②副会長について

定款における副会長数は10名以内とする。ブロック担当副会長制は廃止するが、ブロック代表としてのブロック長制を復活させる。理事会への議案付議等についての最終審議を行うため、正副会長ブロック長部長会議を開催するものとする。

副会長の選任は会長が指名し、理事会で選出する。具体的な人数については会長の判断による。なお、当面は業務運営上の6部門を担当する副会長と筆頭副会長の7名とする考え方が主流であるが、6部門の責任者を部長とし、副会長は数名で良いとの意見もある。

③部会・委員会について

6部門の委員会は廃止し、部会に一本化する。北海道連の支部長を含め各理事はいずれかの部会に所属する。また、6部門横断的な事項及び本会の総合的業務の企画等について議論・調整を行う場を設ける必要がある。

④出資金額の差異について

少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の一部返還は難しいという認識で一致した。

都道府県支部における所属業者数の増減により結果として一社当たりの出資金額に差異が生じていること自体が、直ちに法令、定款に規定する出資口数の減少を請求できる場合に該当しないという意見も多くある。また、各支部において傘下单組の所属業者数増減への対応状況も踏まえる必要もある。これらのことから所属業者数の増減に対応し義務的に出資金額の調整を行う必要はないという意見が大勢である。

しかしながら、出資金額に差異があることによる不公平感について、例えば出資配当を行い不公平感解消に資するという方法も検討する必要がある。その際は、全管連の中長期財政計画、予算編成の在り方と併せて検討するものとする。

4. 今後のスケジュール

本日の理事会での議論等を踏まえて11月を目途に第3回合同部会を開催し、とりまとめ案及び定款変更案を審議する。その後、正副会長部長会での審議を経て令和4年1月の定例理事会で全管連組織の見直し案及びそれを踏まえた定款等改正案について了承頂く。

令和5年度の人事構成に実際に反映させるためには、ある程度の周知・調整機関が必要なため、令和4年度の比較的早い時期に総会で定款改正の決議を行う必要があり、具体的には6月の定例理事会の前に臨時総会での決議を目指す。

(別紙1) 第1回合同部会における意見等の概要

○役員数の見直しと支部への割当方法

- ・業者数が減少しているので理事数も減らすべきとの意見がほとんど
- ・他団体と比較しても多いので減らした方が良いとの意見があった
- ・各都道府県1名は確保すべきとの意見がほとんど(敢えて事務局より業者数が少ない支部は合区するという考え方はどうかと投げたがそれについても否定的)
- ・県連での経験から理事数を減らすことにより、全管連への興味が薄くなる恐れがあるとの発言があった
- ・災害時の対応を考えると各支部に理事が必要との意見もあった
- ・会長からは・全管連組織をもっとコンパクトにし、議論を活発化すべき、・抜本的に改革しないと次が大変になる との発言があった
- ・監事人数、青年部登用については次回で協議

○副会長数

- ・理事定数を減らすなら副会長数も減らすべきとの意見がほとんど
- ・人数については6部門+1~2名という意見が多かった
- ・副会長は会長が組織を運営しやすいよう選任すべきとの意見が大勢
- ・ブロック長を復活すべきとの意見が多かった

○委員会の在り方等

- ・現在の委員会は不十分なところもあるが、部門毎の委員会が必要との意見がほとんど
- ・委員会を形式的に開催するのではなく、具体的な案件でしっかり議論することが必要、ズーム等を活用して開催回数を増やすべきとの意見があった
- ・事務局から部会と委員会の役割が整理されていない、事務局が全て資料等を準備するような形で年3~4回も部会の他に委員会を開催することはマンパワー的に困難との説明
- ・会長からは委員会が活発になる組織が必要、部会と委員会の位置づけの再検討が必要、会長+6部副会長+総務部長会議を規約上位置付けたいとの発言があった

○出資金の返還等(1社当たりの出資金額に差異があること)

- ・非常に難しい問題なので時間をかけて検討すべきとの意見が多かった

- ・所属業者することは数が増えた結果、1社当たりの出資金額が8千円を下回る支部から追徴することは困難との意見が多かった
- ・会館建設時の借入金があること、利益準備金等が十分な額になっていないことから現時点での返還は難しいとの意見があった
- ・（金額はともかく）毎年度利益の出資配当を行い、8千円に満たない支部はその配当分を増資してもらってはどうかとの意見があった
- ・事務局から出資金額のアンバランスは定款上の出資口数の減少を請求できる場合に該当しないのではないかと、出資配当（これまでは行っていないが、今後行うこととした場合）を行う場合の配当額に反映されるので差異は問題ないのではないかと発言
- ・会長から借入金完済し、内部留保ができたときに改めて検討すればよいとの発言があった

設問	問1				問2		問3				問4		問5				問6 (複数回答)				問7			問8			
	貴連合会では、単組からの出資金をどのように徴収していますか？				傘下単組における会員の新規加入による増加に伴い、県連として当該単組に対し出資金の追加徴収などを行っていますか？		出資金を追加徴収する頻度はどれくらいですか？				傘下単組における会員の脱退などによる減少に伴い、県連として当該単組に対し出資金の一部の返還などを行っていますか？		出資金の返還の頻度はどれくらいですか？				出資金の返還を行わない理由を教えてください。				各単組における会員の増加・減少により、結果として単組の会員にとっての出資金額に差異がある場合、県連としてどうすべきとお考えですか？			全管連の出資金の在り方についてご意見、ご要望等			
回答	団体割と人数割を徴収	団体割だけ徴収	人数割だけ徴収	その他	行っている	行っていない	1年に1回	2～3年に1回	特に決まりはない	その他	行っている	行っていない	1年に1回	2～3年に1回	特に決まりはない	その他	会員間で返還しない取り決めをしているため	返還業務が煩雑なため	会員から返還を求められないため	その他	定期的には是正すべき	当面は差異のあるままでよい	その他				
都道府県連																											
A				○		○						○															
B		○																									
C		○																									○
D			○			○						○															
E				○	○					○		○															○
F			○		○							○							○	○							○
G				○																							○
H		○																									○
I		○																									
J				○		○						○															○
K	○					○						○															○
L	○				○		○				○		○														○
M			○			○						○															○
N		○																									○
O	○					○						○															○
P				○																							○
Q			○			○						○															○
R			○			○						○													○		○
S			○		○					○		○															○
T	○					○						○							○	○							○
U				○																							○
	4	5	6	6	4	9	1	0	1	2	1	12	1	0	0	0	1	2	4	3	3	9	6			4	
	21				13		4				13		1				10				18						

空

白

へ

一

ジ

別紙3 理事総数を65名を目前に現行方式で計算し、調整を加えたもの(試算)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
都道府県名	現理事数	所属業者数	所属業者数 数-2390	県別割当数 ...B÷370	都道府県割当	所属員割当	E+F	調整後合計 割当数	現理事数と の差
東京都	8	1444	1205	3.26	1	3	4	6	2
愛知県	5	912	673	1.82	1	2	3	4	1
埼玉県	5	844	605	1.64	1	2	3	4	1
神奈川県	4	793	554	1.50	1	2	3	3	1
千葉県	4	652	413	1.12	1	1	2	3	1
新潟県	3	581	342	0.92	1	1	2	2	1
大阪府	3	536	297	0.80	1	1	2	2	1
栃木県	3	531	292	0.79	1	1	2	2	1
兵庫県	3	487	248	0.67	1	1	2	2	1
岐阜県	3	469	230	0.62	1	1	2	2	1
北海道	3	465	226	0.61	1	1	2	2	1
福岡県	3	445	206	0.56	1		1	2	1
富山県	2	341	102	0.28	1		1	1	1
茨城県	2	324	85	0.23	1		1	1	1
静岡県	2	321	82	0.22	1		1	1	1
広島県	2	318	79	0.21	1		1	1	1
石川県	2	317	78	0.21	1		1	1	1
愛媛県	2	298	59	0.16	1		1	1	1
和歌山県	2	289	50	0.14	1		1	1	1
宮城県	2	270	31	0.08	1		1	1	1
京都府	2	255	16	0.04	1		1	1	1
熊本県	2	254	15	0.04	1		1	1	1
福島県	1	253	14	0.04	1		1	1	0
山形県	2	251	12	0.03	1		1	1	1
香川県	1	235			1		1	1	0
鹿児島県	1	233			1		1	1	0
大分県	1	229			1		1	1	0
秋田県	1	219			1		1	1	0
長野県	1	206			1		1	1	0
群馬県	1	202			1		1	1	0
青森県	1	200			1		1	1	0
宮崎県	1	199			1		1	1	0
福井県	1	187			1		1	1	0
岡山県	1	181			1		1	1	0
三重県	1	179			1		1	1	0
滋賀県	1	178			1		1	1	0
佐賀県	1	168			1		1	1	0
岩手県	1	154			1		1	1	0
徳島県	1	134			1		1	1	0
長崎県	1	118			1		1	1	0
奈良県	1	112			1		1	1	0
沖縄県	1	77			1		1	1	0
山梨県	1	48			1		1	1	0
山口県	1	45			1		1	1	0
高知県	1	44			1		1	1	0
鳥取県	1	37			1		1	1	0
島根県	1	27			1		1	1	0
合計	93	15062	5914		47	16	63	69	24

※常勤理事数を除いた1理事当たりの業者数：239 都道府県理事割当以外の理事数：16

所属業者割当の1理事当たりの業者数：370

調整方法 (H欄)

福岡県：所属業者割分 (E欄) は四捨五入では+1名となるところ16名に合わせるために切り捨てた。これを+1名とする

現行数との差が2名以上のところは割当人数を増やす (東京都、愛知県、埼玉県、千葉県)

調整後の理事総数は常勤理事を加え71名となる。

実際の次期の理事割当については令和4年5月1日現在の所属業者数をもとに決められる。

空

白

へ

一

ジ

定 款

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本会は、<u>会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員</u>のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 本会は、事務所を東京都豊島区に置く。</p> <p>(規 約)</p> <p>第6条 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面<u>又は電磁的方法</u>により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 事 業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本会は、<u>相互扶助の精神に基づき本会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という）</u>のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 本会は、<u>主たる</u>事務所を東京都豊島区に置く。</p> <p>(規 約)</p> <p>第6条 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 事 業</p>

<p>(事業)</p> <p>第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(4) <u>所属員の人材確保育成に関する事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を<u>総会の議決により</u>除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(脱退者の持分の払戻し)</p> <p>第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が<u>出資の総額</u>より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</p> <p>(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)</p> <p>第17条</p> <p>4 会員は、次の各号の一に該当するときは、<u>1週間</u>以内に本会に届け出なければならない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(4) <u>管工事業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(脱退者の持分の払戻し)</p> <p>第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する<u>払込済</u>出資額（本会の財産が<u>払込済出資総額</u>より減少したときは、当該<u>払込済</u>出資額から当該減少額を各会員の<u>払込済</u>出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</p> <p>(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)</p> <p>第17条</p> <p>4 会員は、次の各号の一に該当するときは、<u>7日</u>以内に本会に届け出なければならない。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">第4章 出資及び持分 (延滞金)</p> <p>第22条 本会は、<u>所属員が使用料、手数料、経費、過怠金</u>その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで<u>年利15%</u>の割合で延滞金を徴収することができる。</p> <p style="text-align: center;">(持 分)</p> <p>第23条 2 持分の算定に当たっては、<u>1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>第5章 会員、相談役、顧問及び職員 (役員の数等)</p> <p>第24条 役員の数等は、次のとおりとする。 (1)理事 <u>60人以上 75人以内</u> (2)監事 4人以上 6人以内</p> <p style="text-align: center;">(員外理事)</p> <p>第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、<u>5人</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定)</u></p> <p>第28条 理事のうち1人を会長、<u>10人以内</u>を副会長とし、理事会において<u>選定</u>する。 2 本会に専務理事1人及び常務理</p>	<p style="text-align: center;">第4章 出資及び持分 (延滞金)</p> <p>第22条 本会は、<u>会員が出資、賦課金、手数料、過怠金</u>その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、<u>日歩4銭</u>の割合で延滞金を徴収することができる。</p> <p style="text-align: center;">(持 分)</p> <p>第23条 2 持分の算定に当たっては<u>その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>第5章 会員、相談役、顧問及び職員 (役員の数等)</p> <p>第24条 役員の数等は、次のとおりとする。 (1)理事 <u>80人以上 95人以内</u> (2)監事 4人以上 6人以内</p> <p style="text-align: center;">(員外理事)</p> <p>第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、<u>25人</u>を超えることができない。</p> <p>第28条 理事のうち1人を会長、<u>15人以内</u>を副会長とし、理事会において<u>選出</u>する。 2 本会に専務理事1人及び常務理</p>
---	--

<p>事 1 人を置くことができる。専務理事・常務理事は理事会において<u>選定</u>する。</p> <p>(代表理事の職務等)</p> <p>第 29 条</p> <p>3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに<u>選定</u>された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。</p> <p>4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、<u>第三者</u>に加えた損害を賠償する責任を<u>負う</u>。</p> <p>6 会長は、総会の議決によって禁止されて<u>いない</u>ときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(理事の忠実義務)</p> <p>第 32 条 理事は、法令、<u>この</u>定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>(役員選挙)</p> <p>第 33 条 役員は、<u>総会</u>において選挙する。</p> <p>6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。</p> <p>第 6 章 総会、理事会、委員会、支部及び青年部</p>	<p>事 1 人を置くことができる。専務理事・常務理事は理事会において<u>選出</u>する。</p> <p>(代表理事の職務等)</p> <p>第 29 条</p> <p>3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに<u>選任</u>された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。</p> <p>4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、<u>他人</u>に加えた損害を賠償する責任を<u>有する</u>。</p> <p>6 会長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(理事の忠実義務)</p> <p>第 32 条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>(役員選挙)</p> <p>第 33 条 役員は総会において選挙する。</p> <p>6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。</p> <p>第 6 章 総会、理事会、委員会及び青年部</p>
---	--

<p>(総会招集の手続)</p> <p>第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所 <u>(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない会員が当該総会に出席する方法を含む。)</u> 又は開催の方法 <u>(当該総会の場所を定めない場合に限り、会員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。)</u> を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p><u>4 本会は、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を、希望する会員に対しては電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p><u>5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)</u></p> <p><u>7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。</u></p>	<p>(総会招集の手続)</p> <p>第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>4</u> 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。</p>
--	--

<p>(臨時総会の招集請求)</p> <p>第 39 条</p> <p><u>2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</u></p> <p>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</p> <p>第 40 条 会員は、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、<u>その会員の役員又は他の会員</u>でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 代理人が代理することができる会員の数は、<u>3人</u>以内とする。</p> <p>3 会員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p><u>4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</u></p> <p>(緊急議案)</p> <p>第 43 条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項 <u>(同条第 7 項の規定により召集の手</u></p>	<p>(臨時総会の招集請求)</p> <p>第 39 条</p> <p>(新規)</p> <p>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</p> <p>第 40 条 会員は、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、<u>他の会員又はその会員の役員</u>でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 代理人が代理することができる会員の数は、<u>2人</u>以内とする。</p> <p>(新規)</p> <p><u>3 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(緊急議案)</p> <p>第 43 条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる</p>
--	---

続を経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第 45 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)

(理事会の招集権者)

第 46 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事及び監事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 47 条

3 本会は、希望する理事及び監事

る。

(総会の議事録)

第 45 条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所

(理事会の招集権者)

第 46 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 47 条

(新規)

<p><u>に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p>(理事会の決議)</p> <p>第48条</p> <p>3 理事は、書面<u>又は電磁的方法</u>により理事会の議決に加わることができる。</p> <p>4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面<u>又は電磁的方法</u>により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(理事会の議長及び議事録)</p> <p>第50条</p> <p>2 理事会の議事録は、書面<u>又は電磁的方法</u>をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、<u>電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。</u></p> <p>3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所<u>(理事会の場所を定めた場合に限る。)</u> <u>又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。)</u></p>	<p>(理事会の決議)</p> <p>第48条</p> <p>3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。</p> <p>4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(理事会の議長及び議事録)</p> <p>第50条</p> <p>2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。</p> <p>3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所</p>
---	--

(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に、報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

(委員会)

第51条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会において、法に定める会員には

(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

(委員会)

第51条 本会は、その事業の執行に関し、第6条の規定により委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、規約で定める。

(新規、以下章・条ずれ)

<p><u>該当しないものとする。</u></p> <p><u>2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることはできない。</u></p> <p><u>3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第55条 本会の事業年度は、毎年5月1日<u>に始まり</u>、翌年4月30日に終わるものとする。</p> <p>(利益準備金)</p> <p>第56条 本会は、出資総額の<u>2分の1</u>に相当する金額に達するまでは、<u>当期純利益金額</u>（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条及び第59条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。</p> <p><u>2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。</u></p> <p>(資本剰余金)</p> <p>第57条 本会は、<u>出資金減少差益</u>（第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）を<u>その他資本剰余金として積み立てるものとする。</u></p> <p>(特別積立金)</p> <p>第58条</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第54条 本会の事業年度は、毎年5月1日<u>から</u>、翌年4月30日に終わるものとする。</p> <p>(法定利益準備金)</p> <p>第55条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、<u>毎事業年度の利益剰余金</u>（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の1以上を<u>法定利益準備金</u>として積み立てるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(特別積立金)</p> <p>第56条</p>
--	--

(教育情報費用繰越金)

第 59 条 本会は、第 7 条第 4 号及び第 5 号の事業 (教育情報事業) の費用に充てるため、当期純利益金額 の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 60 条 本会は損失をてん補し、第 56 条の規定による利益準備金、第 58 条の規定による特別積立金及び前条の規定による 教育情報費用繰越金 を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを 他の組合積立金として積み立て、若しくは会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 61 条
3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 62 条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その資本剰余金 の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 63 条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、職員退職金支給規程 に基づき退職給与を引

(法定繰越金)

第 57 条 本会は、第 7 条第 4 号及び第 5 号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金 の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 58 条 毎事業年度の利益剰余金 (毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額) に前期の繰越利益又は繰越損失を加減した ものから、第 55 条の規定による法定利益準備金、第 56 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金 を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 59 条
3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項 (持分) の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 60 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金 の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 61 条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、職員給与規程 に基づき退職給与を引き当て

<p>き当てるものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この定款は、令和4年6月15日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第24条（役員の定数等）第1項第1号及び第28条（会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定）第1項の副会長の人数については、令和5年7月12日から施行する。</u></p>	<p>るものとする。</p>
--	----------------

5. 業務運営に関する規約

改 正 案	現 行
<p>第1条 定款第6条の規定により業務運営に関する規約をここに定める。</p> <p>第2条 本会は業務の円滑な推進を図るため次の部会を設置して運営するものとする。</p> <p style="text-align: center;"> 総 務 部 会 経 理 部 会 経 営 部 会 広 報 部 会 事 業 部 会 技 術 部 会 </p> <p>第3条 <u>各部会の委員は、原則として本会の理事とし、理事会の議決を経て会長がこれを任命する。</u></p> <p>第4条 <u>各部会に担当副会長1名、部会長1名、副部会長2名をおく。担当副会長、部会長及び副部会長は理事会の議を経て会長が指名する。</u></p> <p>第5条 各部会は理事会の決定に従って、それぞれ別表に定める所定の業務を行なう。</p> <p>第6条 <u>担当副会長は当該担当部会の業務を掌握し会長を補佐する。部会長は担当部会を統轄し、必要に応じて部会を開催し、前項の定めに従って業務を実施する。</u></p>	<p>第1条 定款第6条の規定により業務運営に関する規約をここに定める。</p> <p>第2条 本会は業務の円滑な推進を図るため次の部を設置して運営するものとする。</p> <p style="text-align: center;"> 総 務 部 経 理 部 経 営 部 広 報 部 事 業 部 技 術 部 </p> <p>第3条 <u>各部には、それぞれ2名以上の担当理事を置く。</u></p> <p>第4条 <u>各部の担当理事は1名を部長、1名を副部長とし、理事のうちより理事会の議を経て会長が任命する。</u></p> <p>第5条 各部は理事会の決定に従って、それぞれ別表に定める所定の業務を行なう。</p> <p>第6条 <u>部長は担当部を統轄し、必要に応じて部会（担当副会長1名、部長1名、副部長1名、委員長1名、副委員長1名で構成する。）を開催し、前項の定めに従って業務を実施</u></p>

<p>(削除)</p> <p>2 副部<u>会</u>長は部<u>会</u>長を補佐し、部<u>会</u>長事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第7条 委員の任期は2年とし、本会の役員に準ずる。</u></p> <p>第8条 本会は上記6部門のほか、本会の総合的業務の企画・推進機関として、<u>会長・副会長会を開催</u>するものとする。</p> <p>2 <u>会長・副会長会は会長、副会長及び総務部会長により構成する。なお、必要に応じて構成員外も出席できるものとする。</u></p> <p>3 <u>会長・副会長会</u>は別記に定める<u>企画、立案等</u>を行なう。</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務部<u>会</u>に関する業務 ○経理部<u>会</u>に関する業務 ○経営部<u>会</u>に関する業務 ○広報部<u>会</u>に関する業務 ○事業部<u>会</u>に関する業務 ○技術部<u>会</u>に関する業務 <p>別記</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>会長・副会長会</u>に関する事項 1. 新規事業に関する事項 	<p>する。</p> <p><u>ただし理事会を開くいとまのないときは会長の指示に従うものとする。</u></p> <p>2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>第7条 各部署はそれぞれ当該部署の業務に関する委員会を所管する。</u></p> <p>(新規)</p> <p>第8条 本会は上記6部門のほか、本会の総合的業務の企画・推進機関として、<u>企画室を設置</u>するものとする。</p> <p>2 <u>企画室は副会長若干名、各部署の部長及び学識者</u>により構成する。</p> <p>3 <u>企画室</u>は別記に定める<u>業務</u>を行なう。</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務部に関する業務 ○経理部に関する業務 ○経営部に関する業務 ○広報部に関する業務 ○事業部に関する業務 ○技術部に関する業務 <p>別記</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>企画室</u>に関する事項 1. 新規事業に関する事項
---	--

<p>2. 業務運営の調整等に関する事項 3. 会館・土地等資産に関する事項 4. 長期ビジョンに関する事項 5. その他企画に関する事項</p> <p>附則 <u>1 この規約は、令和5年7月12日から施行する。</u> <u>2 本規約の施行により、昭和49年6月20日施行の担当副会長制に関する規約は、令和5年7月12日をもってその効力を失う。</u></p>	<p>2. 業務運営の調整等に関する事項 3. 会館・土地等資産に関する事項 4. 長期ビジョンに関する事項 5. その他企画に関する事項</p>
--	---

6. 担当副会長制に関する規約

廃止案	現行
<p>第1条 定款第6条の規定により副会長の補佐業務に関する規約をここに定める。 第2条 副会長のうち6名をそれぞれ本会の業務部の担当副会長とする。 第3条 担当副会長は会長が任命する。 第4条 担当副会長は当該担当部の業務を掌握し会長を補佐する。</p> <p>附則 <u>この規約は、令和5年7月12日をもってその効力を失う。</u></p>	<p>第1条 定款第6条の規定により副会長の補佐業務に関する規約をここに定める。 第2条 副会長のうち6名をそれぞれ本会の業務部の担当副会長とする。 第3条 担当副会長は会長が任命する。 第4条 担当副会長は当該担当部の業務を掌握し会長を補佐する。</p>

7. 委員会規約

改正案	現 行
<p>(削除、以下条ずれ)</p> <p>第4条 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。</p> <p>第5条 委員会の委員は、原則として本会の所属員中より委嘱する。ただし特に必要のある場合は、所属員以外の学識経験者を委嘱することができる。</p> <p>第6条 前条の本会の所属員以外の委員が委員会に出席した場合は、その都度所定の交通費を支給する。</p> <p>第7条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長および副委員長は理事会の議を経て会長が指名する。</p> <p>(削除、以下条ずれ)</p> <p>第10条 委員会は付託された業務を完了したときは、理事会の議を経て解散するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>附則</u> この規約は、令和5年7月12日から施行する。</p>	<p><u>第4条 委員会は常設委員会および特設委員会とする。</u></p> <p>第5条 <u>各</u>委員会の委員は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。</p> <p>第6条 <u>各</u>委員会の委員は、原則として本会の所属員中より委嘱する。ただし特に必要のある場合は、所属員以外の学識経験者を委嘱することができる。</p> <p>第7条 前項の本会の所属員以外の委員が委員会に出席した場合は、その都度所定の交通費を支給する。</p> <p>第8条 <u>各委員会ごと</u>に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長および副委員長は理事会の議を経て会長が指名する。</p> <p><u>第11条 委員の任期は2年とし本会の役員に準ずる。</u></p> <p>第12条 <u>特設</u>委員会は付託された業務を完了したときは、理事会の議を経て解散するものとする。</p> <p><u>第13条 各委員会は業務運営に関する規約第7条に定める部に所属する。</u></p>

9. 支部に関する規約

改正案	現 行
<p>第1条 定款第 52 条の規定により支部に関する規約をここに定める。</p> <p>第3条 支部及びブロックは別表のとおりとし、支部には支部長1名、ブロックには<u>ブロック長</u>1名を置く。</p> <p>第5条 2 <u>ブロック長</u>は次に掲げる業務をおこなうものとする。</p> <p>第6条 <u>ブロック長</u>は当該ブロックに属する本部理事の協議のうえ推せんされ、理事会において選出された<u>ブロック長</u>とし、支部長は原則として本部理事であって当該支部に所属する会員団体のうちより指名されたものを当該<u>ブロック長</u>の推せんにもとづき会長が任命する。</p> <p>第7条 <u>ブロック長</u>および支部長の任期は本部役員に準じて2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p><u>附則</u> <u>この規約は、令和5年7月12日から施行する。</u></p>	<p>第1条 定款第 52 条の規定により支部に関する規約をここに定める。</p> <p>第3条 支部及びブロックは別表のとおりとし、支部には支部長1名、ブロックには<u>担当副会長</u>1名を置く。</p> <p>第5条 2 <u>担当副会長</u>は次に掲げる業務をおこなうものとする。</p> <p>第6条 <u>担当副会長</u>は当該ブロックに属する本部理事の協議のうえ推せんされ、理事会において選出された<u>副会長</u>とし、支部長は原則として本部理事であって当該支部に所属する会員団体のうちより指名されたものを当該<u>担当副会長</u>の推せんにもとづき会長が任命する。</p> <p>第7条 <u>担当副会長</u>および支部長の任期は本部役員に準じて2年とする。ただし再任を妨げない。</p>

10. 賛助会員規約

改正案	現 行
<p>第1条 定款第 <u>54</u> 条の規定により賛助会員規約をここに定める。</p> <p><u>附則</u> この規約は、<u>令和4年6月15日</u>から施行する。</p>	<p>第1条 定款第 <u>6</u> 条の規定により賛助会員規約をここに定める。</p>

11. 青年部規約

変更内容

変更案	現行条文
<p>第1条 定款第 <u>53</u> 条の規定により青年部規約をここに定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第7条 青年部の事業年度は、毎年5月1日<u>に始まり</u>、翌年4月30日<u>に終わるもの</u>とする。</p> <p><u>附則</u> この規約は、<u>令和4年6月15日</u>から施行する。</p>	<p>第1条 定款第 <u>52</u> 条の規定により青年部規約をここに定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第7条 青年部の事業年度は、毎年5月1日<u>から</u>、翌年4月30日<u>までの一年間</u>とする。</p>

12. 電磁的記録等に関する規約

制定 令和4年6月15日

(目的)

第1条 この規約は、本会が中小企業等協同組合法及び定款38条で定める電磁的記録等に関する手続きを行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(電磁的記録)

第2条 本規約において、電磁的記録とは、本会が保有する次に掲げるものに記録する方法をいう。

- (1) 磁気ディスク（ハードディスク）
- (2) 光ディスク（CD-R、DVD-R等）

(電磁的記録事項の閲覧又は謄写)

第3条 本会の定款に規定された電磁的記録による事項を閲覧又は謄写する場合は、本会の電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を紙面又は映像面に表示して行うものとする。

(電磁的方法)

第4条 本規約において、電磁的方法とは、本会のウェブサイトを利用する方法及び電子メールによる方法をいう。

(電磁的方法の同意及び解除)

第5条 本規約に同意し、電磁的方法による通知、権利の行使を希望する組合員及び役員（以下、同意者という）は、自己の電子メールアドレスを本会に届け出るものとする。

2 同意者は、電子メールアドレスを変更した場合には、変更後の電子メールアドレスを速やかに届け出なければならない。

3 同意者が電磁的方法による通知、権利の行使の停止を希望するときは、書面又は電子メールにより同意の解除を希望する旨を通知するものとする。

4 本会から発した電子メールが2回連続して着信しない場合には、電磁的方法の同意は撤回されたものとする。

5 同意者が本会を脱退又は役員を辞任した場合には、同意を解除し、本会に登録されたメールアドレスを削除するものとする。

(電磁的方法による通知)

第6条 次に掲げる通知は本会に届け出た電子メールアドレスに宛てて発するものとする。

(1) 理事会招集通知

(2) 総会招集通知

(3) その他組合が必要とする事項

2 前項に掲げる通知は受信者が返信を行うことができる電子メールアドレスを記載することとする。

3 同意者から、電子メールによる通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該同意者に対する通知は書面を発してするものとする。

4 本会は、法に定めるものの他、必要とされるものを本会のウェブサイトに掲載し、同意者がこれをダウンロードして入手する方法によることができるものとし、通知者からは同意者に対して、当該ウェブサイトに、これらの書類を掲載したこと及びログオンするためのユーザーID とパスワードを通知するものとする。

(免責事項)

第7条 本会は、本会の責めによらない事由により、本会からの通知が同意者へ伝わらなかったことによって発生した損害についてはいかなる責務も負わないものとする。

(総会及び理事会における議決権並びに総会における代理人による議決権の行使)

第8条 総会又は理事会において、あらかじめ通知のあった事項について、議決権を行使しようとする同意者は、総会又は理事会開催通知に記載された電子メールアドレスに宛てて、自己の電子署名を添付した電子メールを発してするものとする。

2 総会において、代理人をもって議決権を行使しようとする同意者は、自己の電子署名を付した委任状を開催通知に記された電子メールアドレスに向けて発してするものとする。

3 総会の開催通知に記された電子メールアドレスではなく、代理人本人に宛てて委任状を発する場合は、代理人の同意を得て行うものとする。

(法又は定款に基づく請求)

第9条 同意者が、法又は定款に定める事項を請求しようとするときは、以下の規定による。

(1) 複数の者の同意が必要なもの 請求を行う代表者が、書面又は電子メールにより組合の承諾を得て、電子署名が付された同意ファイルを添付し、本会に備え付けられた電子計算機の電子メールアドレス（以下「本会電子メールアドレス」という。）に宛てて電子メールを発して行うものとする。

(2) 複数の者の連署が必要なもの 請求を行う代表者が、電子署名を連署したファイルを添付し、被請求者の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発して行うものとする。

(3) その他 本会電子メールアドレスに宛てて電子署名が付された電子メールを発して行うものとする。

附則

この規約は、令和4年6月15日から施行する。

第2号議案 第62回（令和4年度）通常総会及び
全国大会等関連行事に関する件

1. 経過及び今後のスケジュール

令和 3年	1月18日	理事会（長野大会 開催地の決定）
	7月 1日	通常総会・理事会（縮小開催） （ANAクラウンプラザホテル松山）
	9月 2日	総務部会
	9月28日	正副会長・部長会議
	10月18日	理事会
	10月19日	長野大会 会場調査
	12月 2日	総務部会（長野大会 開催内容の協議）
	12月16日	正副会長・部長会議（ ” ” ）
令和 4年	1月17日	理事会（開催地代表によるPR）
	1月20日	出席者の予備調査
	2月 4日	事務局研修会で開催地事務局によるPR
	4月 日	出席者の本調査
	6月 日	理事会
	7月 4日	通常総会・全国大会・懇親会 （長野県軽井沢）
	7月 5日	記念行事（記念旅行・ゴルフ）

2. 審議事項

第62回（令和4年度）通常総会等開催地については、令和3年1月の第344回理事会において、北信越ブロックの長野県支部にて、令和4年7月に通常総会と全国大会を開催することにご決定いただき、軽井沢プリンスホテルウエストにおいて開催するよう地元長野県連と調整を図り、10月19日に会場調査を行った。第62回通常総会等関連行事のご審議・ご決定を賜りたい。

全管連第 62 回（令和 4 年度）

通常総会・全国大会・懇親会及び記念旅行イベント、宿泊について（案）

1 第 6 2 回通常総会・全国大会及び懇親会について

(1) 期 日 : 令和 4 年 7 月 4 日 (月)

(2) 場 所 : 軽井沢プリンスホテル ウエスト

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1016-87 TEL : 0267-42-1111

月日	行 事	時 間	場 所	会 費
令和 4 年 7 月 4 日 (月)	受 付 (クローク)	午後 0 時 0 0 分～	宴会場「千曲」 *お荷物をお預かり いたします	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様につき 30,000 円 (税込み) ・夫人同伴の場合は、 2 人で 45,000 円 (税込み) ・総会・全国大会・ 懇親会はセットに なっております (宿泊費は別途料金)
	通常総会	午後 2 時 0 0 分 ～午後 3 時 1 5 分	国際会議場「浅間」	
	全国大会	午後 3 時 3 0 分 ～午後 4 時 3 0 分		
	懇 親 会	午後 5 時 3 0 分 ～午後 7 時 3 0 分	メインバンケット ホール「長野」	

※ 通常総会・全国大会会場（軽井沢プリンスホテル）へのアクセス

○各自会場へご集合をお願い致します。

電車：北陸新幹線軽井沢駅より、タクシーで約 2 分、徒歩約 13 分。

軽井沢駅より約 30 分間隔でホテルの無料シャトルバスを運行。（8 時～ 2 1 時）

1 1 時～ 1 2 時は、中型バスを運行します。

※シャトルバス、中型バスともに定員以上はご乗車できませんので、その際はタクシーをご利用ください。

車：上信越自動車道 碓氷軽井沢 I.C. から約 1 2（平常時）分（1 1 km）

総会・大会の進行と担当者 (案) [非改選期]

開催日 : 令和 4 年 7 月 4 日 (月)
 会場 : 総会・大会 長野県北佐久郡 軽井沢プリンスホテル ウエスト 1 階
 懇親会 同上

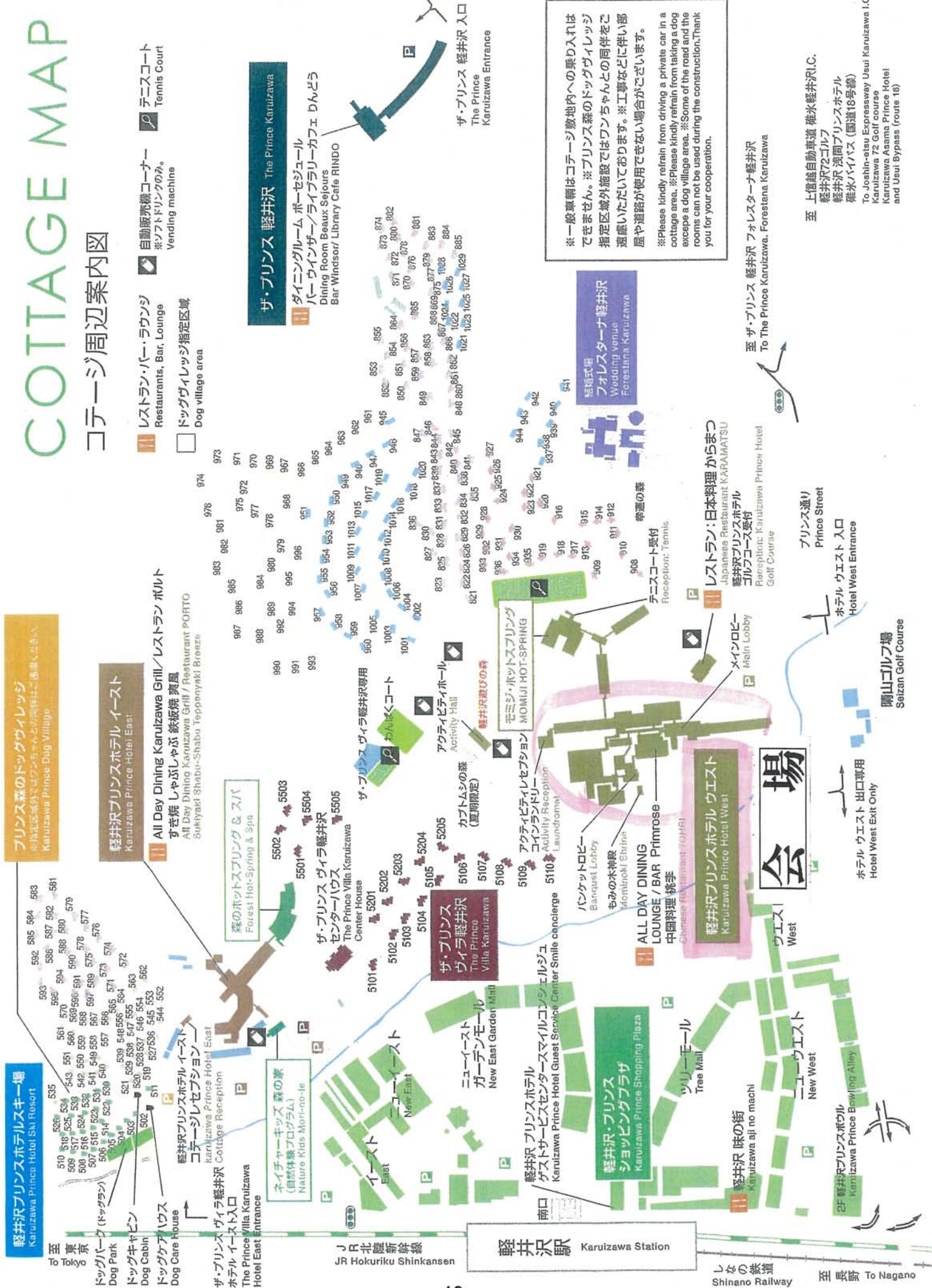
国際会議場「浅間」
 メインバンケットホール「長野」

(敬称略)

令和 4 年度全国大会		第 6 2 回 通常 総会		
次 第	次 第	時刻	所要時間	時刻
	担当者			
1. 開 会	(司会) 地元アナウンサー	2:00~2:03	3分	3:30~3:32
1. 会長挨拶	原 総務担当副会長	2:03~2:06	3	3:32~3:34
1. 議長選任	全国管工事業協同組合連合会 会長 藤川 幸造	2:06~2:11	5	3:34~3:39
	議長 長野県水道工事業協同組合 連合会 会長 山崎 正寛	2:11~2:15	4	3:39~3:44
	副議長 同連合会 副会長			3:44~3:58
1. 議案審議	別記対象者に授与		1 4	
第 1 号議案	①国土交通大臣		} 2 0	} 2 0
事業報告	②厚生労働省			
(総 営 務)	③国土交通省			
(経 営 報 告)	④長野県知事			
(広 報 業 報 告)	⑤〇〇市市長			
第 2 号議案	司会	2:15~2:40	2 5	4:18~4:20
事業計画案	議長 長野県水道工事業協同組合 連合会 会長 山崎 正寛			4:20~4:22
予算案他	副議長 同連合会 副会長		1 2	
第 3 号議案	岩野総務部長	2:52~3:04	1 2	4:22~4:25
借入金最高限度額	石田経理部長	3:04~3:07	3	4:25~4:27
第 4 号議案	岩野総務部長	3:07~3:12	5	4:27~4:30
役員補充選挙	岩野総務部長	3:12~3:15	3	
1. 閉 会	〇〇副会長(〇〇県連)			
	青年部 太田会長		5	
	懇親会			
	開催地に一任		2 時間	5:30~7:30

COTTAGE MAP

コテージ周辺案内図



テニスコート
Tennis Court

自動販売機コーナー
※ソフトドリンクのみ。
Vending machine

レストラン・バー・ラウンジ
Restaurants, Bar, Lounge

ドッグヴィレッジ指定区域
Dog village area

ザ・プリンス 軽井沢 The Prince Karuizawa

ダイニングルーム ポーセージュール
バーウインザンライブラリーカフェ
Dining Room Beaux Sejours
Bar Windsor/ Library Cafe RINDO

ザ・プリンス 軽井沢 入口
The Prince Karuizawa Entrance

※一般車輦はコテージ敷地内への乗り入れはできません。※プリンス森のドッグヴィレッジ指定区域外施設ではワンちゃんとの同伴をご遠慮いただいております。※工事などに伴い部屋や道路が使用できない場合がございます。

※Please kindly refrain from driving a private car in a cottage area. ※Please kindly refrain from taking a dog except a dog village area. ※Some of the road and the rooms can not be used during the construction. Thank you for your cooperation.

結婚式場
フォレストスターナ軽井沢
Wedding Venue
Forestana Karuizawa

至 ザ・プリンス 軽井沢 フォレストスターナ軽井沢
To The Prince Karuizawa, Forestana Karuizawa

至 上信越自動車道 碓氷軽井沢IC。
軽井沢72ゴルフ
軽井沢 浅間プリンスホテル
碓氷バイパス (国道18号線)
To Joshin-etsu Expressway Utsunomiya Karuizawa I.C.
Karuizawa 72 Golf course
Karuizawa Asama Prince Hotel
and Utsunomiya Bypass (route 18)

プリンス森のドッグヴィレッジ
Karuizawa Prince Dog Village

軽井沢プリンスホテル イースト
Karuizawa Prince Hotel East

All Day Dining Karuizawa Grill / レストラン ボルト
すき焼 しゃぶしゃぶ 鉄板焼 爽風
Sukiyaki Shabu-Shabu Teppanyaki Breeze

森のホットスプリング & スパ
Forest Hot-Spring & Spa

ザ・プリンス ヴィラ軽井沢
センターハウス
The Prince Villa Karuizawa
Center House

ザ・プリンス ヴィラ軽井沢
アクティビティホール
The Prince Villa Karuizawa
Activity Hall

ザ・プリンス ヴィラ軽井沢
ニューイースト
The Prince Villa Karuizawa
New East

ザ・プリンス ヴィラ軽井沢
アクティビティセブション
The Prince Villa Karuizawa
Activity Reception
Laundromat

ALL DAY DINING
LOUNGE / BAR Primrose
中国料理 桃李
Chinese Restaurant (MHR)

軽井沢プリンスホテル ウェスト
Karuizawa Prince Hotel West

軽井沢プリンスホテル
ニューウエスト
Karuizawa Prince Hotel
New West

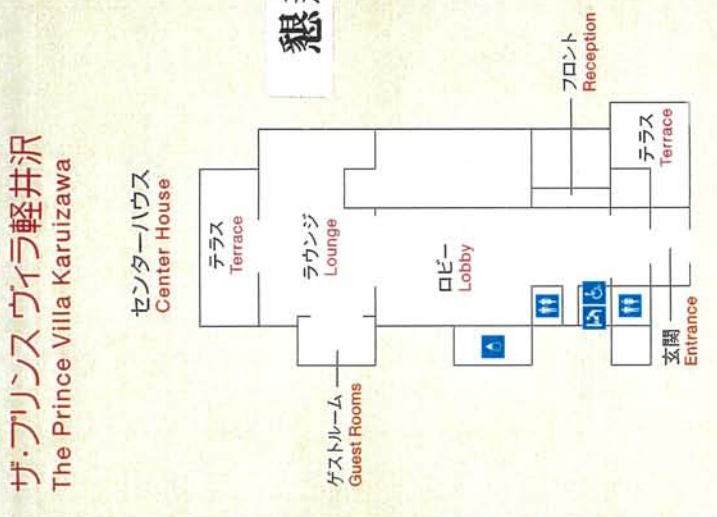
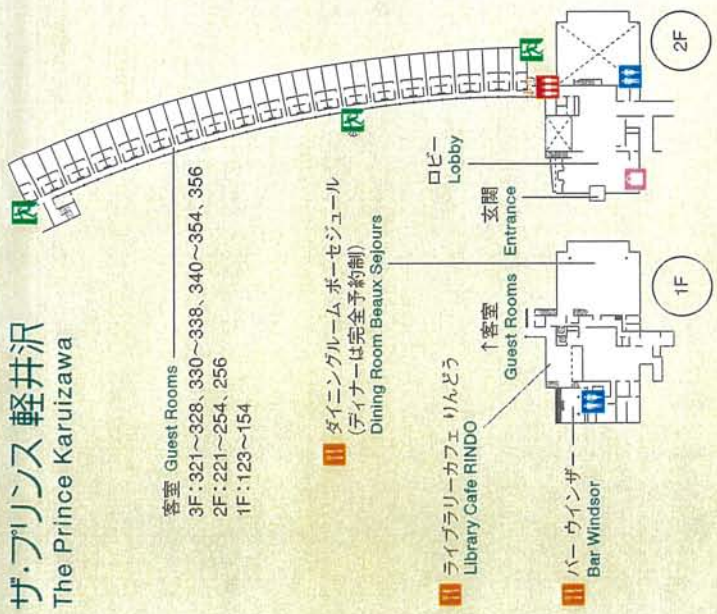
軽井沢プリンスホテル
2F 軽井沢プリンスホテル
Karuizawa Prince Hotel
2F Karuizawa Prince Hotel

ザ・プリンス 軽井沢

The Prince Karuzawa

ザ・プリンス ヴィラ 軽井沢

The Prince Villa Karuzawa



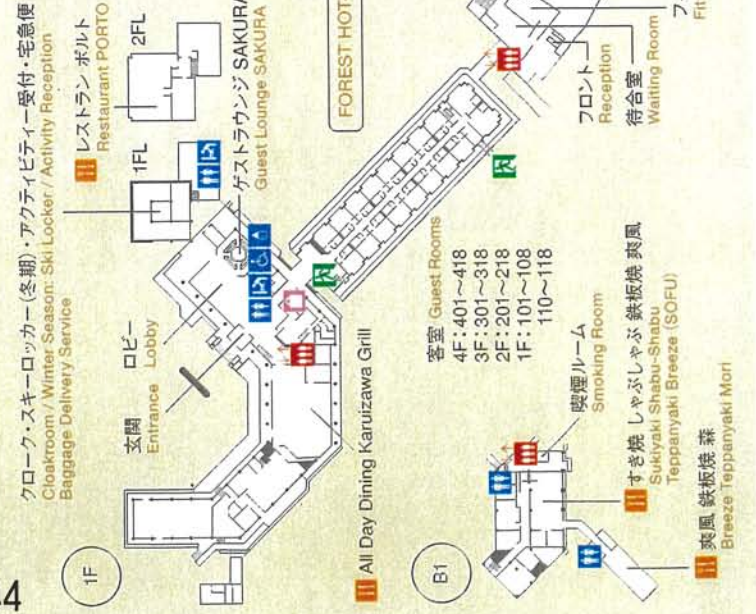
軽井沢プリンスホテルウエスト

Karuizawa Prince Hotel West



軽井沢プリンスホテルイースト

Karuizawa Prince Hotel East



- 送迎カート | Pick-up cart
- 売店 | Shop
- レストラン・バー・ラウンジ | Restaurants, Bar, Lounge
- 化粧室 | Restroom
- おむつ替え台 | Diaper Changing table
- 多目的トイレ | Accessible Restroom
- 授乳室 | Nursing Room
- エレベーター | Elevator
- エスカレーター | Escalator
- 非常口 | Emergency Exit

送迎カート | ベルカウンターにて受け付けておりますが、時間帯により混み合う場合がございます。循環バスも併せてご利用ください。
Pick-up cart | If you need a transportation, please contact a bell captain desk. When it is crowded, it will take a time. Please use the "Pickup bus", as well.

浅間A

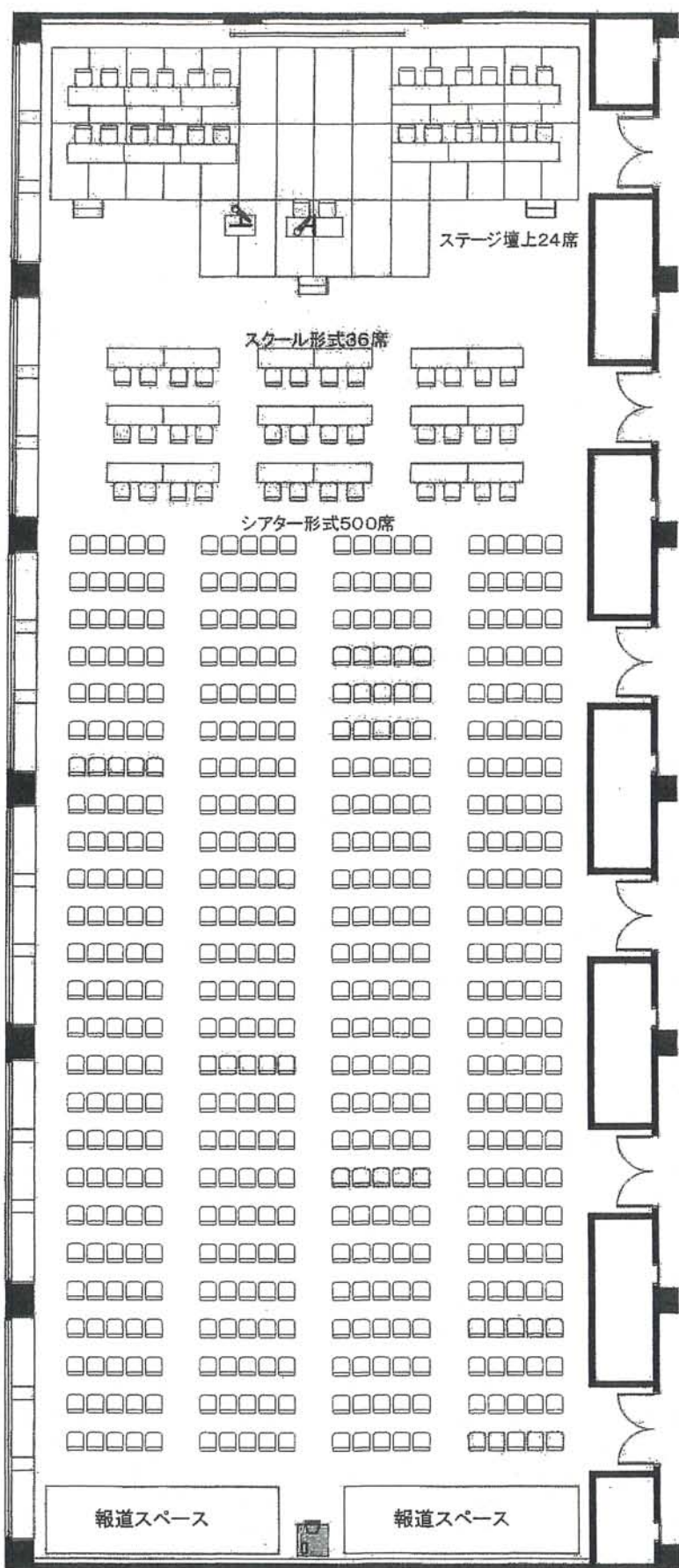
浅間B

浅間C

浅間D

浅間E

浅間F



ステージ壇上24席

スクール形式36席

シアター形式500席

報道スペース

報道スペース

女性
トイレ

男性
トイレ

浅間控室

通常総会・全国大会 会場

整井沢ブリンクスホテル

国際会議場「浅間」

縮尺

1/200

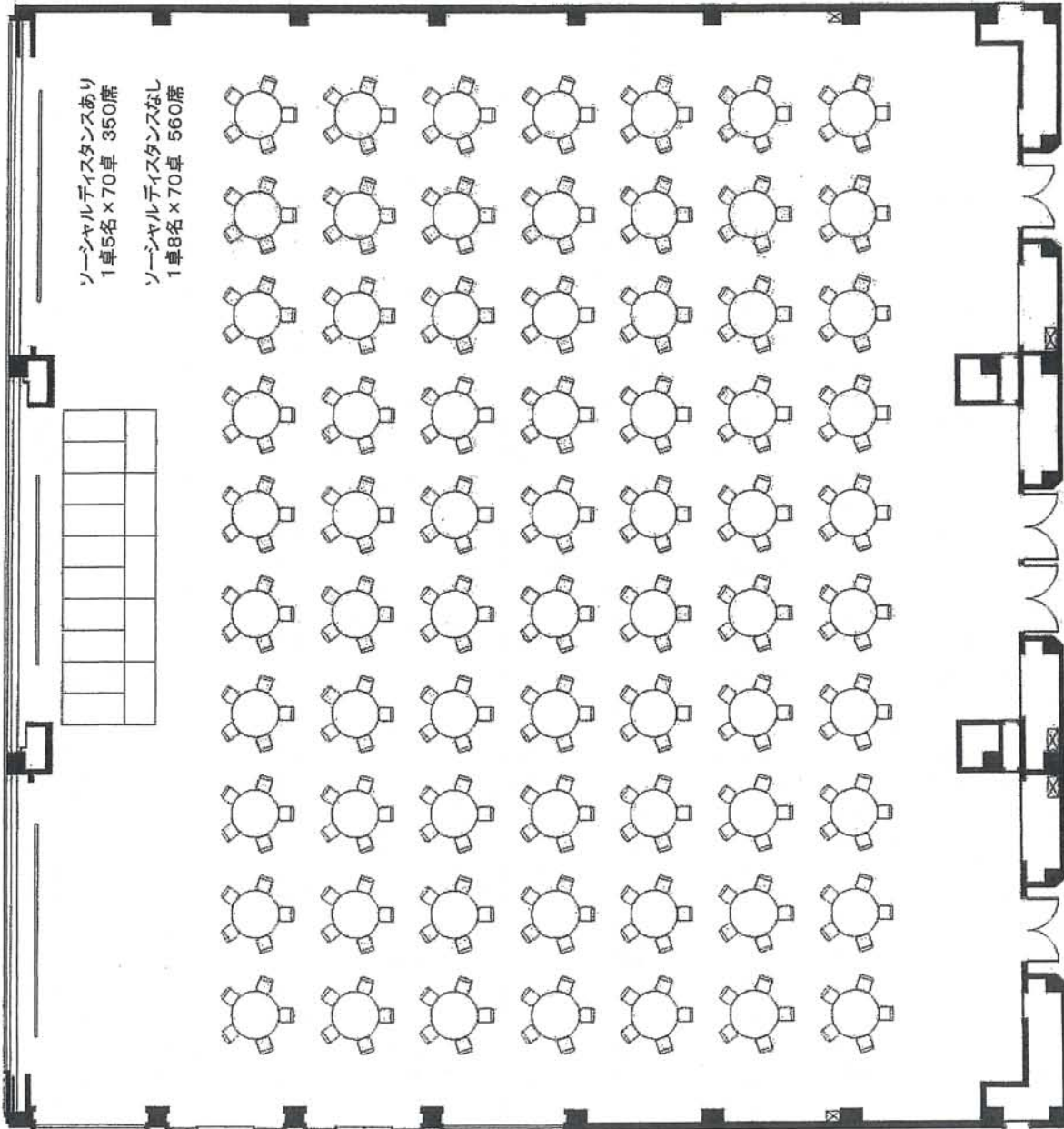
桜

長野

楓

ソーシャルディスタンスあり
1卓5名 x 70卓 350席

ソーシャルディスタンスなし
1卓8名 x 70卓 560席



梶井沢プリンスホテル

メッセバンケットホール「長野」

縮尺

1/250

懇親会 会場

2 宿泊について

総会前日(7/3(日))、及び当日(7/4(月))の宿泊を希望される方は、開催地(旅行会社)を通じて宿泊のご予約を承りますので、併せてお申込下さい(下記の宿泊料金は、一人朝食・税・サービス料込み)
 ※コテージにつきましては、全て各部屋(ツインルーム)ごとにバス・トイレ・エアコンが付いており、ドアは各部屋毎に施錠できます。コテージ入口のカードキーも部屋数分を貸与するので、コテージでツインのシングルユースとしてのご利用が可能です(1室1名)。

ホテル名	宿泊料金(お一人様)	備考
軽井沢プリンスホテル ウエスト(入湯税含む)	ツイン(1名利用) 14,750円 ツイン(2名利用) 8,950円	・チェックイン 午後3時 ・チェックアウト 午前11時 駐車場 400台 ・宿泊の方は、1泊1台につき1,000円 (出発日の10:00P.M まで利用できます。) ・宴会で利用の方は、 6時間まで無料
軽井沢プリンスホテル ウエスト(入湯税含む) デラックスツイン	ツイン(1名利用) 24,050円 ツイン(2名利用) 13,650円	
軽井沢プリンスホテル コテージ8人用4部屋 Fタイプ	(7~8名利用) 6,400円 (4名利用・1室1名) 9,400円	
軽井沢プリンスホテル コテージ6人用2部屋 Eタイプ	(5~6名利用) 6,400円 (2名利用・1室1名) 12,800円	
軽井沢プリンスホテル コテージ4人用2部屋 Dタイプ	(3~4名利用) 6,400円 (2名利用・1室1名) 9,700円	
軽井沢プリンスホテル イースト(入湯税含む)	ツイン(1名利用) 20,550円 ツイン(2名利用) 11,850円	

※コテージとイーストには、電気カーによる送迎に加え、ホテル敷地内の指定ルートを循環する、送迎用ノンステップバス「ピックアップバス」を運行しています。

各ホテル間の移動はもちろん、ホテル敷地内の指定ルート内はどこでも乗り降り自由ですので気軽に、便利にご利用いただけます。

3 記念イベントについて

(1) 記念旅行

期 日：令和4年7月5日(火)～6日(水)

宿泊場所：上山田温泉 清風園

旅行代金：下記料金には宿泊代(一泊2食 宴会飲み放題)2日間バス代・5日の昼食代・保険代を含みます。

[お一人様につき]いずれも税・サービス料込み。

3名～4名1室：37,000円 2名1室：40,000円

※1名1室利用は施設利用の関係上、設定がございませんので、予めご了承ください。

日次	月日(曜)	行 程	食 事
1	7/5 (火)	大型貸切バス バスガイド付き	朝：×
		軽井沢プリンスホテル== 別所温泉 北向き観音 ==戸隠神社(中社、奥社) 8:00 出発 9:20 着 10:00 発 12:00 着 参拝 昼食 ==善光寺 == 上山田温泉清風園 15:00 着 16:00 出発 16:50 着	昼：○ 夕：○

2	7/6 (水)	清風園 出発 10:00	==== 長野駅 (解散) 10:40 着	朝:○
---	------------	-----------------	-----------------------------	-----

● お願い/このご旅程は各地の道路状況により多少時間が変更になる場合がございます。

ア 主な見どころ

(ア) 北向き観音

厄除観音として知られる「北向観音堂」は、平安時代初期の天長2年(825年)比叡山延暦寺座主慈覚大師円仁により開創された霊場です。

安和2年(969年)、平維茂は一山を修理し、三楽寺、四院、六十坊を増築したと伝えられます。

寿永元年(1182年)には源平争乱の中、木曾義仲(=源義仲、1154~1184年)の手により八角三重塔と石造多宝塔を残して全て焼失してしまいますが源頼朝(1147~1199年)の命のもと伽藍復興がおこなわれ、建長4年(1252年)、塩田陸奥守北条国時により再興されました。

本堂が北を向いているのは、わが国でもほとんど例がないようです。その由来は、観世音菩薩出現の際、「北斗七星が世界の依怙(よりどころ)となるように我も又一切衆生のために常に依怙となって済度をなさん」というお告げによるものといわれています。(別所温泉観光協会ホームページから)

(イ) 戸隠神社

戸隠神社は霊山・戸隠山の麓に、奥社・中社・宝光社・九頭龍社・火之御子社の五社からなる、創建以来二千年余りに及ぶ歴史を刻む神社です。その起こりは遠い神世の昔、「天の岩戸」が飛来し、現在の姿になったといわれる戸隠山を中心に発達し、祭神は、「天の岩戸開きの神事」に功績のあった神々をお祀りしています。平安時代末は修験道の道場として都にまで知られた霊場でした。

神仏習合のころは戸隠山顕光寺と称し、当時は「戸隠十三谷三千坊」と呼ばれ、比叡山、高野山と共に「三千坊三山」と言われるほどに栄えました。

江戸時代には徳川家康の手厚い保護を受け、一千石の朱印状を賜り、東叡山寛永寺の末寺となり、農業、水の神としての性格が強まってきました。山中は門前町として整備され、奥社参道に現在もその威厳を伝える杉並木も植えられ、広く信仰を集めました。

明治になって戸隠は神仏分離の対象となり、寺は切り離され、僧侶は還俗して神官となり、戸隠神社と名前を変えて現在に至ります。(戸隠観光協会ホームページから)

(ウ) 戸隠そば

戸隠でのそばの歴史は、平安時代、山岳修験者の携帯食としてそば粉が珍重されたことに始まります。

江戸時代になると、寛永寺から当時の戸隠山・顕光寺に「そばきり」の技が伝えられたという記録があります。その後、遠来の賓客や戸隠講の人々に振る舞うおもてなし料理として広がりました。

(戸隠観光協会ホームページから)

(エ) 善光寺

信州善光寺は、一光三尊阿弥陀如来様を御本尊として、創建以来約千四百年の長きに亘り、阿弥陀如来様との結縁の場として、民衆の心の拠り所として深く広い信仰を得ております。

『善光寺縁起』によれば、御本尊の一光三尊阿弥陀如来様は、インドから朝鮮半島百済国へとお渡りになり、欽明天皇十三年(552年)、仏教伝来の折りに百済から日本へ伝えられた日本最古の仏像といわれています。この仏像は、仏教の受容を巡っての崇仏・廃仏論争の最中、廃仏派の物部氏によって難波の堀江へと打ち捨てられました。後に、信濃国司の従者として都に上った本田善光が信濃の国へとお連れし、はじめは今の長野県飯田市でお祀りされ、後に皇極天皇元年(642年)現在の地に遷座いたしました。皇極天皇三年(644年)には勅願により伽藍が造営され、本田善光の名を取って「善光寺」と名付けられました。

創建以来十数回の火災に遭いましたが、その度ごとに、民衆の如来様をお慕いする心によって復興され護持されてまいりました(善光寺ホームページから)

(2) ゴルフ大会

ア 開催日時： 令和4年7月5日(火)

イ 会場： 軽井沢72ゴルフ東コース 入山

(長野県北佐久郡軽井沢町発地南軽井沢 TEL：0267-48-0072)

多彩な技術で戦略的に楽しむアスリート向けコース。

入山コースは多彩なテクニックとアクティブなショットが要求される難易度の高いコースです。気の合う仲間やファミリーで、爽快なGPSナビ付乗用ゴルフカーでのプレーが楽しめます。

ウ 予定人員： 120名(キャディ付乗用カート)

エ 参加費： お一人様 28,000円(プレー代・昼食代・会費含む)

(売店・茶店等のご利用につきましてはお帰りの際、各自ご精算をお願い致します。)

オ 行動予定： 07:30 ホテル出発(軽井沢プリンスホテル ウエスト *朝食6:30~)

08:15 マイカー組の方、ゴルフ場集合

08:30 受付

09:00 スタート(各コース同時スタート)

カ 昼食： ハーフ終了後クラブハウスにて(2,000円の食事券、追加分は各自精算)

キ 表彰： 優勝、準優勝、3位、4位、5位、10位以下10を加えて70位までとBB賞

OUT・IN それぞれ1ホールずつニアピン賞(OUT4番IN2番)

OUT・IN それぞれ1ホールずつドラコン賞(OUT2番IN4番)

※表彰式は時間の都合上行いません。

※表彰(賞品)等は、後日成績表とともに発送させていただきます。

ク 競技： 18ホールズ ストロークプレー ダブルベリア方式

ケ その他： バスの運行予定

往路： 軽井沢プリンスホテル ウエスト(08:00発) ~ ゴルフ場(08:20着)

復路： ゴルフ場(16:30発) ~ 軽井沢駅(17:30着)

(3) ゴルフ大会終了後、記念旅行に合流する場合

ア ゴルフ場から新幹線軽井沢駅経由上山田温泉清風園までバスを運行します。

ゴルフ場(16:30発)~上山田温泉清風園(17:30着)⇒記念旅行組に合流

イ 記念旅行参加費(追加負担)

[お一人様につき]宿泊代(1泊2食 宴会飲み放題)2日間バス代 5日昼食代 保険代含む

3名~4名1室 : 29,000円 2名1室: 32,000円

(4) 軽井沢自由散策の後、バスにより記念旅行に合流する場合

ア 新幹線軽井沢駅(集合16:00)でゴルフ場からのバスに乗車(17:30上山田温泉清風園到着)

イ [お一人様につき]宿泊代(1泊2食 宴会飲み放題)2日間(軽井沢駅から清風園、清風園から長野駅)

バス代 5日昼食代 保険代含む

3名~4名1室 : 29,000円 2名1室: 32,000円

(5) 自家用車で一日自由行動の後記念旅行に合流する場合

ア 各自17:30までに上山田温泉清風園にご到着ください。

イ [お一人様につき]宿泊代(1泊2食 宴会飲み放題)

3名~4名1室 : 20,000円 2名1室: 23,000円

※ 上山田温泉清風園につきましては、1人利用及び5人以上の設定はありません。

※ バスについてはコロナ感染予防により大型バスは30人乗車として経費を算出しております。

第3号議案

第63回（令和5年度）通常総会及び全国大会の開催地に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和3年	1月18日	第344回理事会
	7月1日	第61回通常総会・理事会（縮小開催） （ANAクラウンプラザホテル松山）
	9月2日	第225回総務部会
	9月28日	第250回正副会長・部長会議
	12月2日	第226回総務部会
	12月16日	第251回正副会長・部長会議
令和4年	1月17日	第349回理事会

2. 審議事項

本会の通常総会等開催地につきましては、ブロック持回りでお願いいたしておりますが、第63回（令和5年度）通常総会等関連行事は、四国ブロック愛媛県支部にて開催いたしたく、ご審議・ご決定を賜りたい。

全管連発3第174号
令和3年 9月14日

全国管工事業協同組合連合会
四国ブロック担当副会長
櫻井 健 吾 様

全国管工事業協同組合連合会
会 長 藤 川 幸 造



令和5年度通常総会、全国大会等の開催お引き受け方お願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、本会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本会では毎年度の通常総会等を組織の強化と団結を図るため、別紙のとおりブロック持ち回りにより開催してきております。

本年、令和3年度は貴ブロックにご担当いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国大会及び関連行事は中止となり、開催規模を縮小して通常総会、理事会の開催となりました。

既に第344回理事会（令和3年1月18日）において、第63回（令和5年度）通常総会等の開催地は、貴ブロックにご決定いただいております。

つきましては、令和5年度通常総会・全国大会及び関連行事の開催につきましては、貴ブロックにてお引き受けいただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

ご多忙のところお手数とは存じますが、9月末日までに貴ブロックでの開催の諾否を回答賜りますようお願い申し上げます。

敬具

○本件に関するお問い合わせ

事務局・上田、佐藤

電 話 03 (5981) 8957

FAX 03 (5981) 8958

メール sato@zenkanren.or.jp (佐藤)

四管連発3第1号
令和3年9月22日

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川幸造様

全国管工事業協同組合連合会
四国ブロック担当副会長

櫻井健



令和5年度第63回通常総会、全国大会開催受諾について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当ブロックに対し、特段のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年全管連発3第174号にて依頼のあった標記の件につきましては、令和3年度に実施予定のところ、コロナウイルスの感染拡大により、総会のみで開催となりましたが、改めて令和5年度に四国ブロックとして受諾し、開催地を下記のとおりとしますことを回答します。

開催に向けて、四国ブロック一丸となって取り組んでまいりますので、本部のご指導をよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 開催予定地

愛媛県松山市

全管連 通常総会・全国大会開催地一覧

回	年月日	ブロック	開催地	場 所
第50回	平成22年 6月16日	東 京ブロック	東京都	総会・記念事業・祝賀会 京王プラザホテル東京
第51回	平成23年 6月15日	全 管 連	東京都	総会・懇親会 品川プリンスホテル
第52回	平成24年 6月13日	北信越ブロック	福井県	総会・大会・懇親会 フェニックス・プラザ
第53回	平成25年 6月19日	中 国ブロック	鳥取県	総会・大会・懇親会 米子コンベンションセンター
第54回	平成26年 7月16日	北海道ブロック	北海道	総会・大会 ANAクラウンプラザホテル釧路 懇親会 釧路市観光国際交流センター
第55回	平成27年 7月8日	関 東ブロック	栃木県	総会・大会・懇親会 ホテル東日本宇都宮
第56回	平成28年 7月13日	近 畿ブロック	大阪府	総会・大会・懇親会 リーガロイヤルホテル大阪
第57回	平成29年 7月12日	東 北ブロック	岩手県	総会・大会・懇親会 ホテル紅葉館、千秋閣
第58回	平成30年 7月4日	中 部ブロック	静岡県	総会・大会・懇親会 静岡県コンベンションアーツセンター
第59回	令和元年 7月3日	九 州ブロック	鹿児島県	総会・大会・懇親会 城山ホテル鹿児島
第60回	令和2年 7月8日	全 管 連	東京都	総会 品川プリンスホテル 60周年記念式典・祝賀会 (10/21 中止)
第61回	令和3年 7月1日	全 管 連	愛媛県	総会・理事会 ANAクラウンプラザホテル松山 (新型コロナのため全国大会、関連行事は中止)
第62回	令和4年 7月4日	北信越ブロック	長野県	総会・大会・懇親会 軽井沢プリンスホテルウエスト (調整中)
第63回	令和5年 7月12日	四 国ブロック	愛媛県	総会・大会・懇親会 ANAクラウンプラザホテル松山 (調整中)

第4号議案 管工事賠償補償制度に関する件

1. 審議事項

管工事賠償補償制度に係る下記2点について、ご審議・ご検討賜りたい。

- 1) 制度運営費の配賦割合及び制度推進事務費について
- 2) 今後の制度推進について

2. 経過及び今後の予定

令和3年11月19日	第40回事業委員会	→原案どおり了承
12月2日	第226回総務部会	→原案どおり了承
9日	第91回経理委員会	→原案どおり了承
10日	令和3年度第1回監事会	→原案どおり了承
16日	第251回正副会長・部長会議	→原案どおり了承
令和4年1月17日	第349回理事会	→管工事賠償補償制度の配賦割合の決定
2月		会員組合に支部手数料等を支払い

1) 制度運営費の配賦割合及び制度推進事務費について

令和2年11月～令和3年10月における本制度の制度運営費は約14,444万円であり、昨年度より792万円ほど増加している。昨年度は支部手数料率を制度運営費の54%としたが、今年度も54%（約7,800万円）としたい。また、制度推進事務費はこれまで所属業者1社あたり200円としてきたが、加入者のさらなる獲得のためには会員組合の積極的なご協力が必要であることから、1社あたり400円（総額約597万円）に増額したい。

以上、支部手数料と制度推進事務費を合わせた約8,397万円をお支払いすることについてご検討賜りたい。

[昨年度]

制度運営費：本部手数料 46%		
：支部手数料 54%	約7,372万円
制度推進事務費	約302万円
(所属業者1社当たり200円)	計	約7,674万円

→令和3年2月に
会員組合へお
支払い

[今年度]

- ・本年度の加入件数は1,568件。昨年度比で21件の増加（加入目標件数53件（△32件））
- ・今年度の制度運営費は約14,444万円となり、昨年度比約792万円の増加

	加入件数	制度運営費	組合配賦額
本年度 (A)	1,568	144,445,640	78,000,646
昨年度 (B)	1,547	136,522,610	73,722,209
増減 (A-B)	21	7,923,030	4,278,437

【審議事項】

- (1) 令和2年度における制度運営費の配賦割合について、本部手数料約46%、支部手数料約54%（約7,800万円）とする
- (2) 例年は所属業者1社あたり200円としている制度推進事務費について、本年度は400円に増額する（所属業者14,933社×400円＝約597万円）
- (3) (1)と(2)を合わせた約8,397万円を令和4年2月末日までに会員にお支払いする

空白ページ

空 白 ペ ー ジ

2) 今後の制度推進について

①加入目標

- ・令和3年11月比+32件（加入者数1,600件到達）

②支払保険金及び損害率の状況

- ・令和2年度の単年度損害率は48.8%と昨年度（64.5%）比で15.7ポイントの大幅な減少
- ・過去5年（平成28～令和2年度）の通算損害率は58.7%と65%以下となったため、平成27年11月の第34回事業委員会において了承されたスキームに基づき、令和4年度（令和4年11月～令和5年10月）も引き続き保険料の割増なし
 - ロスプリベンション（事故防止対策）の実施
 - ・事故多発加入者への注意喚起
 - ・加入者へ漏水事故防止チェックシートの配布

令和3年度の推進策(案)

令和4年11月時点の加入者数の目標を1,600件(+32件 対令和3年11月)と設定し、「県連および単組との連携による拡販スキームの構築」により推進加入を図ります。

令和4年11月末まで加入目標 『+32件(1,600件到達)』

管工事賠償補償制度について

損害率の状況

令和2年度(令和2年11月1日～令和3年10月31日)の保険金支払件数は217件、支払保険金は158,272千円、単年度の損害率は48.8%です。
過去5年間(平成28年度～令和2年度)の通算損害率は、58.7%となっています。

項目	令和元年度 (令和元年11月1日～令和2年10月31日)	令和2年度 (令和2年11月1日～令和3年10月31日)	対前年比
支払件数	243件	217件	▲26件
支払保険金合計	216,471千円	158,272千円	▲58,199千円
損害率	64.5%	48.8%	▲15.7%

◇過去5年間の保険料と支払保険金の状況

年度	保険料合計	支払保険金	損害率
平成28年度(平成28年11月1日～平成29年10月31日)	262,262千円	122,482千円	46.7%
平成29年度(平成29年11月1日～平成30年10月31日)	306,868千円	205,689千円	67.0%
平成30年度(平成30年11月1日～令和元年10月31日)	324,007千円	208,772千円	64.4%
令和元年度(令和元年11月1日～令和2年10月31日)	335,827千円	216,471千円	64.5%
令和2年度(令和2年11月1日～令和3年10月31日)	324,244千円	158,272千円	48.8%
平成28年度～令和2年度計	1,553,208千円	911,686千円	58.7%
平成27年度～令和元年度計	1,464,415千円	942,973千円	64.4%

管工事賠償補償制度のスキーム

全管連の管工事賠償補償制度は、5年通算損害率に基づき、次々年度に以下の事故係数表が適用されるスキームとなっております。本年度は下記の通りスキームの変更を検討しております。

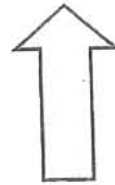
平成22年度～平成26年度の通算損害率が61.8%のため、現行のスキーム上は、平成28年度より10%の割増となります。新スキームに移行することで、平成28年度の割増は不適用となりますが、引き続き事故防止・損害率低下に向けたお取り組みが必要となります。また、新スキームへの移行に際しましては、下記の条件をご了承いただく必要があります。

【 新スキーム移行の条件 】

- ① 当該新スキームを約款上に明記いたします
- ② 当該新スキームに移行後のスキーム変更はできません

<現行スキームの事故係数表>

5年平均損害率	割増
～60%	1.0
～70%	1.1
～80%	1.3
～90%	1.4
～100%	1.6
～120%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議



<新スキームの事故係数表>

5年平均損害率	割増
～65%	1.0
～75%	1.1
～85%	1.3
～95%	1.4
～105%	1.6
～125%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議

管工事賠償補償制度について

支払保険金の分布

1. 対象期間(上段)令和2年11月から令和3年10月末、(下段)令和元年11月から令和2年10月末のデータ

支払保険金	件数	割合(件数)	合計支払保険金	割合(支払保険金)
50万円未満	135件	62.2%	27,066千円	17.1%
	141件	58.0%	47,432千円	21.9%
50万円～100万円	43件	19.8%	32,413千円	20.5%
	30件	12.3%	19,762千円	9.1%
100万円～500万円	35件	16.1%	50,705千円	32.0%
	37件	15.2%	78,359千円	36.2%
500万円～1,000万円	3件	1.4%	21,568千円	13.6%
	4件	1.6%	28,203千円	13.0%
1,000万円以上	1件	0.5%	26,520千円	16.8%
	3件	1.2%	42,715千円	19.7%
計	217件	100.0%	158,272千円	100.0%
	243件	100.0%	216,471千円	100.0%

【ご参考】

令和2年度保険金お支払事故事例	支払保険金
漏水が原因で蓄熱ユニット装置の電源ブレーカーが落ちる。漏水箇所の調査を行い、不良箇所の修理。	7,678,407円
水道メーター交換が原因で階下へ漏水が発生。	7,278,250円
給水バルブの交換工事中、管が破裂し階下へ漏水が発生。	6,611,299円
食洗機の排水の繋ぎ忘れでキッチン前のフローリングに損害。	4,339,600円

【継続実施】ロスプリベンション(事故防止対策)

安定的な制度運営のために、ロスプリベンションは欠かすことが出来ません。高額の漏水事故を未然にいかを防ぐかが課題となりますが、貴連合会にて実施されている事故防止対策と連動させていただくとともに、発生してしまつた事故の事後対応策につきましても貴連合会と連携の元、対応を随時検討させていただきたいと思ひます。

1. 事前防止策

県連・単組へ注意喚起

- ・ 県連へ事故防止セミナー等の開催
- ・ 単組での事故防止講習の開催
- ・ 事故白書の配布
- ・ 全管連ジャーナル「管工事における事故防止対策について」の掲載など
- ・ 漏水事故防止リーフレットの情宣

2. 事後対応策

事故多発会員の対応

- 損保ジャパンから毎月の事故データを全管連へ提供
- ・ 事故多発加入者への注意喚起
 - ・ 保険金のお支払いが多発する加入者への次年度加入の検討
 - ・ 令和3年6月末既往1年間にお支払いした事故データを
現地営業店に開示し加入者毎の損害率を確認し事故防止に努める。
など

全国管工事業協同組合連合会 現場で役に立つ！使える！ 漏水事故防止チェックシート

建設業である管工事業において、工事中及び工事完成・引渡後に生じた事故によって第三者や財物に損害を与える場合があります。事故件数では「破損」及び「漏水」が大きな割合を占めますが、損害賠償の金額では「漏水」に起因するものが8割近くも占めています。

特に漏水の事故形態によっては1事故で数千万円の支払いが求められるケースが発生しており、会社の経営基盤を大きく脅かすこととなります。漏水事故防止や再発防止のためには、竣工間際の追い込みになっても、施工手順、品質の確認及び試運転調整を実施し、施工不良、確認不足及び材料選定ミスなどの人為的ミスに対して対策を講じることです。

このため、本会では実際に現場で配管工（作業員）が実践できる、漏水を起こさせない配管工事チェックシートを2、3頁のとおり作成しました。プリントアウトして、現場に持参いただき、活用ください。また、4頁には漏水事故データを付しております。

それでも工事中、工事完了後に発生する賠償リスクは避けられません。本業界に特化した管工事賠償補償制度を4頁に用意しております。ぜひ、加入についても検討ください。

配管施工時における漏水防止チェック項目

作業前・作業時・作業後と、3回確認し漏水防止に努めてください。

作業日 年 月 日

記入者【 _____ 】

(配管施工前)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①作業スペースは確保しましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ②図面を読み、手順を決めましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ③管材、継手等材料に劣化、変形はないですか | はい <input type="checkbox"/> |
| ④専用工具等、必要な工具はありますか | はい <input type="checkbox"/> |

(配管施工時)

- | | |
|---|-----------------------------|
| ①管切断寸法は確認しましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ②管切断面は正円・垂直ですか | はい <input type="checkbox"/> |
| ③継手と管の差し込みは充分であり、
かつ接続忘れはないですか
(可能であればマーキングしましたか) | はい <input type="checkbox"/> |
| ④シール材は均一に塗布しましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑤支持に緩み、変形はないですか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑥重機や機械で配管、構造物等を
損傷させる恐れはないですか | はい <input type="checkbox"/> |

(配管施工後)

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ①配管を行った順に、巡回しましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ②配管にゆがみなど無理な力が加わっていませんか | はい <input type="checkbox"/> |
| ③水圧、通水、満水試験は行いましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ④弁類の開閉は確かめましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑤作業スペースの片づけ、清掃は行いましたか | はい <input type="checkbox"/> |

全国管工事業協同組合連合会(国土交通省認可団体)

<http://www.zenkanren.or.jp/>

器具(機器)取り付け時における漏水防止チェック項目

作業前・作業時・作業後と、3回確認し漏水防止に努めてください。

作業日 年 月 日

記入者【 _____ 】

(配管施工前)

- | | | |
|--------------------------|----|--------------------------|
| ①作業スペースは確保しましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ②図面を読み、手順を決めましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ③梱包を開けた機器・器具に変形、損傷はないですか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ④取り付け説明書は読みましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ⑤付属品は揃っていますか | はい | <input type="checkbox"/> |

(配管施工時)

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| ①パッキン、ガスケット類の順序や向きは正しいですか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ②器具(機器)接続部と配管との誤差は適当で
接続部には無理な力がかかっていますか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ③ボルト・ナットは適度な力で締め付けられていますか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ④ビス・ネジ類は穴の大きさに合っていますか | はい | <input type="checkbox"/> |

(配管施工後)

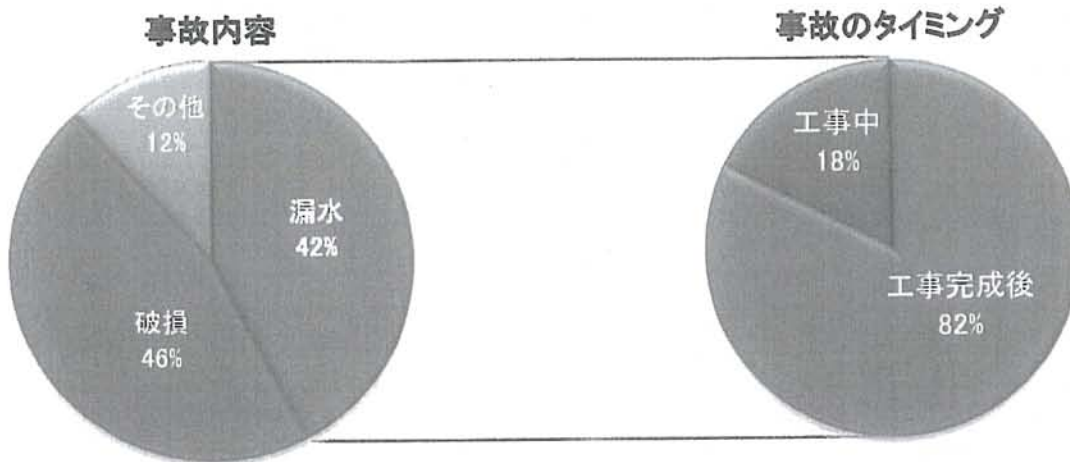
- | | | |
|--------------------------|----|--------------------------|
| ①器具、機器は水平、垂直に取り付けられていますか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ②基礎や架台にはしっかり固定されていますか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ③試運転・調整(通水)は行いましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ④付属品に余りはなかったですか | はい | <input type="checkbox"/> |
| ⑤作業スペースの片づけ、清掃は行いましたか | はい | <input type="checkbox"/> |

全国管工事業協同組合連合会(国土交通省認可団体)

<http://www.zenkanren.or.jp/>

1. 漏水事故分析

漏水事故は、工事中・工事完成後を問わず、多く発生しています。



管工事賠償補償制度調べ(平成25年11月1日から平成28年10月31日)

2. 事故事例

漏水事故は、発生した建物によっては高額な損害賠償となるケースがございます。

工事中・完成後	事故概要	賠償額
工事完成後の事故	分譲マンション新築工事で、水道管の接続不要により漏水	約3,000万円
工事中の事故	止水栓の閉め忘れにより、階下テナントに漏水	約1,500万円
工事中の事故	店舗空調設備工事で、誤って既設水道管をキズつけ、漏水	約1,300万円

3. 管工事賠償補償制度(賠償責任保険)の補償内容・保険金額

身体賠償・財物賠償ともに高額な保険金額で安心をお届けします。

工事中・完成後	身体賠償	財物賠償
工事完成後の事故(請負賠償補償)	1名 2億円 / 1事故 5億円	1事故 1億円
工事中の事故(生産物賠償補償)	1名 2億円 / 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または管理に起因する事故(施設所有管理者賠償補償)	1名 2億円 / 1事故 5億円	1事故 1億円
主な特約	【請賠】交差責任担保追加条項(Both-Way)、作業対象物担保追加条項 【施設賠】漏水担保追加条項	
【自己負担額(免責金額)】	プランⅠ : 1事故につき身体賠償・財物賠償ともに10万円 プランⅡ : 1事故につき身体賠償0万円、財物賠償3万円	

このご案内は概要を説明したものです。管工事賠償補償制度のご加入手続きその他詳細につきましては、取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ

<引受保険会社>
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03(3349)3820 FAX03(6388)0157

受付時間: 平日/午前9時~午後5時

<取扱幹事代理店>
株式会社ウーベル保険事務所
〒104-0041 東京都中央区新富町2-4-5 ニュー新富ビル8F TEL03(3553)8552 FAX03(3553)8553

受付時間: 平日/午前9時15分~午後5時15分

(SJNK17-15605) 2017年12月12日作成

(報告事項1)

令和3年秋の叙勲・褒章受章者等について

(敬称略・順不同)

1. 令和3年 秋の叙勲受章者

伝達式 中止

(1) 旭日双光章(専門工事業振興功労)

[全管連推薦]

いわ なが けんのしん
岩 永 堅之進(長崎県) 全国管工事業協同組合連合会 副会長
長崎県管工事業協同組合連合会 理事長
長崎市管工業協同組合 副理事長
三昌商事(株) 取締役会長

かく だ とし ろう
角 田 壽 郎(兵庫県) 全国管工事業協同組合連合会 副会長
兵庫県管工事業協同組合連合会 理事長
丹波市上下水道工事業協同組合 理事長
(株)双葉 代表取締役社長

おお はら まん や
大 原 萬 彌(埼玉県) 埼玉県管工事業協同組合連合会 元副会長
さいたま市管工事業協同組合 元副理事長
(株)新研設備工業 元代表取締役

(2) 瑞宝单光章(専門工事業務功労)

[全管連推薦]

なか むら みのる
中 村 稔(宮城県) 渡辺建設工業(株) 工事長
宮城県管工業協同組合

[全管連推薦]

み ま みのる
美 馬 実(徳島県) (株)ササノ 総括課長
徳島市指定上下水道工事店協同組合

しみず ひでみ (徳島県) (株)協立 安全管理部長

能代山本管工事業協同組合

2. 令和3年 秋の国家褒章受章者

(1) 黄綬褒章 (管工事業業務精励)

伝達式 中止

[全管連推薦]

まえ だ たか つく (大阪府)
前 田 隆 司

全国管工事業協同組合連合会 副会長
大阪府水道工事業協同組合連合会 会長
大阪市管工設備協同組合 理事長
(株)前田商会 代表取締役

もり おか よし お (兵庫県)
森 岡 義 雄

全国管工事業協同組合連合会 元副会長
兵庫県管工事業協同組合連合会 元理事長
神戸市管工事業協同組合 元理事長
(有)森岡設備 代表取締役社長

3. 令和3年度 厚生労働大臣表彰受賞者 (本会関係者)

(1) 生活衛生事業功労 (水道関係功労者)

○表彰式 令和4年 1月17日

於 品川プリンスホテル

[全管連推薦]

さ とう やす ゆき (北海道)
佐 藤 安 幸

全国管工事業協同組合連合会 副会長
北海道管工事業協同組合連合会 会長
札幌市管工事業協同組合 理事長
(株)丸サ佐藤設備商会 代表取締役

[全管連推薦]

ささ の よし ひで (徳島県)
篠 野 義 秀

全国管工事業協同組合連合会 理事
徳島県管工事業協同組合連合会 会長
徳島市指定上下水道工事店協同組合 理事長
(株)ササノ 代表取締役

○表彰式 令和3年11月30日

於 イイノホール&カンファレンスセンター

しん や こう いち
新 家 功 一 (東京都)

全国管工事業協同組合連合会 理事

東京都管工事業協同組合連合会 理事

東京都管工事工業協同組合 副理事長

(株)新家工業 取締役会長

以上

案

建設マスター、建設ジュニアマスターへの推薦数増加の取組について

本会では毎夏、各ブロック事務局を通じ、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び、青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）の推薦に係る案内を送付しているところであるが、近年、別表が示す通り、推薦の申込みが減少傾向にあり、貴重な推薦枠を利用しない状況が多々見受けられるようになっている。

申込み数減少の理由については、審査書類の膨大さ・書類作成の煩雑さなどが考えられるが、業界を支える組合員への福利厚生という観点のみならず、自身の携わる職業を通じた社会貢献に対する表彰は、受賞者にとって何事にも代えがたい大変栄誉なことだと思われる。また建設マスター被顕彰者については、将来の叙勲（二類）推薦にも繋がり、さらなる栄誉への道筋が見込まれるところである。

一方、国土交通省では同顕彰審査委員会において、直近3か年において極端に推薦数が少ない団体や自治体に対しては、個別に候補者選定方法など状況を確認し、選定方法に係るアドバイス等を行い、その上で推薦数の充足が見込めないと判断される場合においては、推薦枠数の見直しを行うことを決めている。

については、このような状況を踏まえ、今後の推薦数の安定確保に努めるべく、令和5年度推薦分より、従来の募集体制から応募数の少ないブロックへの推薦枠数割り振り制の施行を当面の間継続することとし、会員団体からの協力を頂きながら、推薦数不足の解消に努めて参りたい。

○各顕彰の顕彰基準について

1. 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）

(1) 顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること（一・二級技能士の資格保有、技能グランプリの入賞、一・二級施工管理技士の資格保有、登録基幹技能者など）
- ②技術開発・施工の合理化を図り、かつ建設工事に相当な実績があること（特許・実用新案の開発、新工法・改良工法の提案・実施、施工に関する個人表彰、大規模工事の施工実績など）
- ③後進の指導・育成に努めていること（職業訓練指導員の資格保有、技能検定委員、指導育成の功績に関する個人表彰、社内OJTの実施など）
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること（厚生労働大臣から

の安全優良職長顕彰、安全に関する個人表彰、無事故期間など)

- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること(優秀施工者知事表彰、模範労働者表彰、永年勤続表彰、ボランティア活動の実施など)

(2) 人物像のポイント

- ・一級または二級配管技能士、登録配管基幹技能者、給水装置工事配管技能者、配水管技能者(日水協)等の技能資格を取得して、現に技能者として建設現場業務に直接従事している方。
- ・技能五輪・技能グランプリ出場者、専門学校等で配管技能に係る講師をされている方。

2. 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)

(1) 顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること(次のいずれかに該当する者 技能検定(一級、単一等級)または登録基幹技能者、全国規模の競技大会出場経歴、上記に準ずる技能を有する者)
- ②技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献していること(作業上の段取りに関する創意工夫、新工法・改良工法の現場への導入提案など)
- ③将来その活躍が一層期待されること(①以外の資格の取得、CPD・講習会等への参加など技能・技術の向上に意欲的であること)
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること(職長教育修了など)
- ⑤勤務成績、日常行為等において他の建設現場従事者の模範であること(勤務成績、ボランティア活動、日常行為など雇用者等の評価)

(2) 人物像のポイント

- ・一級または二級配管技能士等の技能資格を取得して、現に技能者として建設現場業務に直接従事している方。
- ・過去に技能五輪・技能グランプリ、その他都道府県主催の技能大会等に出場されている方。

- ・令和3年12月：推薦依頼
建設マスター：都道府県、地方整備局等、建設業者団体あて依頼
建設ジュニアマスター：建設業者団体あて依頼
- ・令和4年 3月：推薦受付締切
- ・令和4年 4月：審査委員会委員の改選
(令和4年3月で委嘱期間2年を終了する各委員の改選及び再委嘱手続き)
- ・令和4年 7月～8月：審査委員会の開催
(建設マスター、建設ジュニアマスター、ものづくり日本大賞の候補者選考)
- ・令和4年 秋頃：顕彰式典の開催
- ・時期未定：ものづくり日本大賞

優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会委員

- 天 野 宏 昌 (一社)日本建築板金協会会長
- 岩 田 正 吾 (一社)建設産業専門団体連合会会長
- 岡 村 美 好 山梨大学准教授
- 奥 村 太加典 (一社)全国建設業協会会長
- 佐々木 基 (一財)建設業振興基金理事長
- 柴 崎 祐 一 (一社)全国クレーン建設業協会会長
- 藤 川 幸 造 全国管工事業協同組合連合会会長
- 古 阪 秀 三 立命館大学客員教授
- マリ クリステーン 異文化コミュニケーター
- 宮 本 洋 一 (一社)日本建設業連合会会長
- 義 村 敦 子 成蹊大学教授

11名

(敬称略・50音順、○：委員長)

参考資料2

令和3年度建設マスター推薦主体別 推薦状況

推薦無し

番号	建設業団体	推薦枠	推薦数	充足率	番号	建設業団体	推薦枠	推薦数	充足率	番号	各都道府県	推薦枠	推薦数	充足率
1	(一社)日本建設業連合会	25	43	172%	48	全国淡路業協会	3	3	100%	15	新潟県	4	4	100%
2	(一社)日本建設業経営協会	10	1	10%	49	全国建具組合連合会	1	0	0%	16	富山県	4	4	100%
3	(一社)全国中小建設業協会	10	4	40%	50	(一社)全国ダクト工業団体連合会	1	0	0%	17	石川県	4	3	75%
4	(一社)日本道路建設業協会	10	10	100%	51	全国ポンプ・圧送船協会	3	3	100%	18	福井県	4	4	100%
5	(一社)建築開口部協会	3	3	100%	52	全日本電気工事業工業組合連合会	6	6	100%	19	山梨県	4	4	100%
6	(一社)消防施設工事協会	3	2	67%	53	(一社)日本屋外広告業団体連合会	1	0	0%	20	長野県	4	1	25%
7	全国圧接業協同組合連合会	4	4	100%	54	(一財)中小建設業住宅センター	5	6	120%	21	岐阜県	4	3	75%
8	全国管工事業協同組合連合会	7	2	29%	55	(一社)情報通信エンジニアリング協会	2	2	100%	22	静岡県	4	4	100%
9	(一社)全国基礎工事業団体連合会	2	2	100%	56	(一社)日本ウェルポイント協会	3	1	33%	23	愛知県	5	3	60%
10	(一社)全国クレーン建設業協会	4	4	100%	57	(一社)日本運動施設建設業協会	1	1	100%	24	三重県	3	1	33%
11	(一社)全国建設室内工事業協会	5	5	100%	58	(一社)日本エレベーター協会	3	3	100%	25	滋賀県	4	4	100%
12	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	3	3	100%	59	(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会	3	3	100%	26	京都府	4	6	150%
13	ダイヤモンド工事業協同組合	2	2	100%	60	(一社)日本橋梁建設協会	7	8	114%	27	大阪府	5	4	80%
14	(一社)全国タイル業協会	3	3	100%	61	(一社)日本金風屋根協会	3	2	67%	28	兵庫県	5	5	100%
15	(公社)全国鉄筋工事業協会	9	8	89%	62	(一社)日本グラウト協会	4	5	125%	29	奈良県	3	0	0%
16	(一社)全国鐵構工業協会	1	0	0%	63	(公社)日本エクステリア建設業協会	3	2	67%	30	和歌山県	4	4	100%
17	(一社)全国道路標識・標示業協会	5	4	80%	64	(公社)日本推進技術協会	3	2	67%	31	鳥取県	4	5	125%
18	(一社)全国防水工事業協会	4	4	100%	65	(一社)日本下水道施設業協会	1	0	0%	32	島根県	4	4	100%
19	全国マステック事業協同組合連合会	3	3	100%	66	(一社)日本サッシ協会	3	3	100%	33	岡山県	3	0	0%
20	(一社)全日本瓦工事業連盟	5	5	100%	67	(一社)全国住宅産業協会	2	0	0%	34	広島県	3	0	0%
21	(一社)鉄骨建設業協会	4	0	0%	68	(一社)日本ツーバイフォー建築協会	3	3	100%	35	山口県	4	4	100%
22	(一社)日本アンカー協会	3	3	100%	69	(一社)日本内燃力発電設備協会	4	4	100%	36	徳島県	4	3	75%
23	(一社)日本ウレタン断熱協会	1	0	0%	70	(一社)日本木造住宅産業協会	3	4	133%	37	香川県	4	4	100%
24	日本外置仕上業協同組合連合会	3	0	0%	71	(一社)日本保温保冷工業協会	3	3	100%	38	愛媛県	4	3	75%
25	(一社)日本機械土工協会	5	5	100%	72	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	4	2	50%	39	高知県	4	3	75%
26	(一社)日本基礎建設協会	1	1	100%	73	(一社)プレハブ建築協会	4	2	50%	40	福岡県	5	6	120%
27	日本建設インテリア事業協同組合連合会	5	4	80%	74	(一社)日本トンネル専門工業協会	2	2	100%	41	佐賀県	4	5	125%
28	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	5	6	120%	75	(一社)JBN・全国工務店協会	2	2	100%	42	長崎県	4	2	50%
29	(一社)日本型枠工事業協会	5	5	100%	76	(一社)全国特定法面保護協会	1	1	100%	43	熊本県	4	2	50%
30	(一社)日本建築板金協会	5	5	100%	77	(一社)日本海上起重技術協会	1	1	100%	44	大分県	4	4	100%
31	(一社)日本左官業組合連合会	7	2	29%	78	(一社)日本潜水協会	1	1	100%	45	宮崎県	4	4	100%
32	日本室内装飾事業協同組合連合会	3	3	100%		計	313	274	88%	46	鹿児島県	4	4	100%
33	(一社)日本シャッター・ドア協会	4	4	100%	番号	各都道府県	推薦枠	推薦数	充足率	47	沖縄県	4	2	50%
34	(一社)日本造園組合連合会	7	6	86%	1	北海道	5	4	80%		計	190	153	81%
35	(一社)日本造園建設業協会	5	7	140%	2	青森県	4	2	50%		地方整備局等	推薦枠	推薦数	充足率
36	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	3	3	100%	3	岩手県	4	4	100%	48	大臣官房営繕部	2	2	100%
37	(一社)日本塗装工業会	5	5	100%	4	宮城県	4	4	100%	49	北海道開発局	5	6	120%
38	(一社)日本畜工業連合会	4	1	25%	5	秋田県	4	4	100%	50	東北地方整備局	5	7	140%
39	(一社)日本空調衛生工事業協会	5	5	100%	6	山形県	4	3	75%	51	関東地方整備局	5	5	100%
40	(一社)日本計装工業会	4	4	100%	7	福島県	4	4	100%	52	北陸地方整備局	5	7	140%
41	(一社)日本電設工業協会	7	4	57%	8	茨城県	3	4	133%	53	中部地方整備局	5	4	80%
42	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	4	4	100%	9	栃木県	4	5	125%	54	近畿地方整備局	5	8	160%
43	(一社)斜面防災対策技術協会	2	2	100%	10	群馬県	4	1	25%	55	中国地方整備局	5	5	100%
44	(一社)情報通信設備協会	5	5	100%	11	埼玉県	5	3	60%	56	四国地方整備局	5	6	120%
45	全国板硝子工事協同組合連合会	3	3	100%	12	千葉県	4	2	50%	57	九州地方整備局	5	7	140%
46	(公社)全国解体工事業団体連合会	1	0	0%	13	東京都	5	4	80%	58	沖縄総合事務局	3	4	133%
47	(一社)全国さく井協会	3	0	0%	14	神奈川県	4	0	0%		計	50	61	122%
											合計	553	488	88%

令和3年度建設ジュニアマスター推薦主体別 推薦状況

推薦無し

番号	建設業団体	推薦枠	推薦数	充足率	番号	建設業団体	推薦枠	推薦数	充足率	番号	建設業団体	推薦枠	推薦数	充足率
1	(一社)日本建設業連合会	4	10	250%	27	日本建設インテリア事業協同組合連合会	2	2	100%	53	(一社)日本屋外広告業団体連合会	1	0	0%
2	(一社)日本建設業経営協会	4	0	0%	28	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	2	2	100%	54	(一財)中小建設業住宅センター	3	1	33%
3	(一社)全国中小建設業協会	4	4	100%	29	(一社)日本型枠工事業協会	3	3	100%	55	(一社)情報通信エンジニアリング協会	1	1	100%
4	(一社)日本道路建設業協会	4	4	100%	30	(一社)日本建築板金協会	3	3	100%	56	(一社)日本ウェルポイント協会	1	0	0%
5	(一社)建築開口部協会	2	0	0%	31	(一社)日本左官業組合連合会	3	0	0%	57	(一社)日本運動施設建設業協会	1	1	100%
6	(一社)消防施設工事協会	2	2	100%	32	日本室内装飾事業協同組合連合会	2	0	0%	58	(一社)日本エレベーター協会	3	2	67%
7	全国圧接業協同組合連合会	2	2	100%	33	(一社)日本シャッター・ドア協会	2	2	100%	59	(一社)日本建築・鋼構造物塗装技術協会	2	2	100%
8	全国管工事業協同組合連合会	3	2	67%	34	(一社)日本造園組合連合会	3	1	33%	60	(一社)日本橋梁建設協会	3	3	100%
9	(一社)全国基礎工事業団体連合会	1	2	200%	35	(一社)日本造園建設業協会	2	0	0%	61	(一社)日本金属屋根協会	2	1	50%
10	(一社)全国クレーン建設業協会	2	2	100%	36	(一社)日本タイル煉瓦工事業協会	2	1	50%	62	(一社)日本グラウト協会	2	4	200%
11	(一社)全国建設室内工事業協会	3	3	100%	37	(一社)日本塗装工業会	2	2	100%	63	(公社)日本エクステリア建設業協会	2	1	50%
12	(一社)全国フクリト圧送事業団体連合会	2	2	100%	38	(一社)日本窯工業連合会	2	0	0%	64	(公社)日本推進技術協会	2	0	0%
13	ダイヤモンド工事業協同組合	1	1	100%	39	(一社)日本空調衛生工事業協会	2	2	100%	65	(一社)日本下水道施設業協会	1	0	0%
14	(一社)全国タイル業協会	2	2	100%	40	(一社)日本計装工業会	2	1	50%	66	(一社)日本サッシ協会	2	2	100%
15	(公社)全国鉄筋工事業協会	3	3	100%	41	(一社)日本電設工業協会	3	2	67%	67	(一社)全国住宅産業協会	2	0	0%
16	(一社)全国鐵構工業協会	1	0	0%	42	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	2	2	100%	68	(一社)日本ソーバイフォー建築協会	2	0	0%
17	(一社)全国道路標識・標示業協会	3	3	100%	43	(一社)斜面防災対策技術協会	1	0	0%	69	(一社)日本内燃力発電設備協会	2	3	150%
18	(一社)全国防水工事業協会	2	2	100%	44	(一社)情報通信設備協会	2	2	100%	70	(一社)日本木造住宅産業協会	2	2	100%
19	全国マステック事業協同組合連合会	2	1	50%	45	全国板硝子工事協同組合連合会	2	2	100%	71	(一社)日本保温保冷工業協会	2	2	100%
20	(一社)全日本瓦工事業連盟	2	2	100%	46	(公社)全国解体工事業団体連合会	1	0	0%	72	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	2	0	0%
21	(一社)鉄骨建設業協会	2	0	0%	47	(一社)全国さく井協会	2	0	0%	73	(一社)プレハブ建築協会	2	1	50%
22	(一社)日本アンカー協会	2	1	50%	48	全国浚渫業協会	1	1	100%	74	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1	1	100%
23	(一社)日本ウレタン断熱協会	1	0	0%	49	全国建具組合連合会	1	0	0%	75	(一社)JBN・全国工務店協会	1	1	100%
24	日本外壁仕上業協同組合連合会	1	0	0%	50	(一社)全国ダクト工業団体連合会	1	0	0%	76	(一社)全国特定法面保護協会	1	1	100%
25	(一社)日本機械土工協会	3	3	100%	51	全国ポンプ・圧送船協会	1	1	100%	77	(一社)日本海上起重技術協会	1	1	100%
26	(一社)日本基礎建設協会	1	1	100%	52	全日本電気工事業工業組合連合会	3	3	100%	78	(一社)日本潜水協会	1	1	100%
合計												156	115	74%

全管連発4第 号
令和4年 月 日

全管連
ブロック担当副会長 各位

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川幸造
(押印省略)

令和5、6年度における優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者の推薦について（依頼）
—各ブロックより1名応募くださるようお願いします—

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省では、優れた建設技術・技能労働者を対象に「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価・地位の向上を図り、建設業の健全な発展に資することを目的として、毎年度、国土交通大臣が顕彰を行っており、毎年、本会推薦の候補者が顕彰されておりますが、近年、推薦の申込みが減少傾向にあり、貴重な推薦枠を利用しない状況が多々見受けられるようになっていきます。

一方、国土交通省では同顕彰審査委員会において、直近3か年において極端に推薦数が少ない団体や自治体に対しては、個別に候補者選定方法など状況を確認し、選定方法に係るアドバイス等を行い、その上で推薦数の充足が見込めないと判断される場合においては、推薦枠数の見直しを行うこととしています。

ついては、このような状況を踏まえ、今後の推薦数の安定確保に努めるべく、別紙1の通り、令和5年度推薦分より、従来の立候補を重視した方式から全10ブロックより各1名応募頂き、その中から要件を満たし、準備が整ったと判断した候補者を令和5、6年度に順次推薦、という複数年度の候補者を予め確保・選定する方式の施行を当面の間継続することとし、会員団体からの協力を頂きながら、推薦数不足の解消に努めて参りたいと存じます。

各ブロックにおかれては、候補者1名を推薦いただき、審査表（様式2）を8月〇〇日（〇）までにメールまたはFAXにてご送付下さい。

なお、ご応募頂いた候補者については、総務部会での審議を経て決定しますが、国土交通省へ推薦する年度については、ご一任頂きますことを予めご了承下さい。

参考までに、令和4年度の顕彰要領及び提出書類作成要領、過去の顕彰歴を同封いたします。

また令和3年度の国土交通省の依頼文書より、「推薦される候補者は、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録されている技能労働者が望ましい」とされていますので、候補者の選定にあたってはご留意願います。

敬具

本件に関するお問い合わせは、事務局・阿蘇までお願いします。

候補者は、必ず配管技能者などの技能資格を有している方の中から選考下さい。
技術者資格だけでは顕彰の対象となりません。

提出書類は、様式により作成してください。フォーマットデータをご希望の方はご連絡下さい。

○今後の日程（予定）

令和4年	8月〇〇日	予備調査締切
	12月中旬	国土交通省より推薦依頼（別途送付いたします）
令和5年	1月下旬	推薦書類提出（組合→全管連）
	2月中旬	推薦書類提出（全管連→国土交通省）
	10月初旬	顕彰式

○今回お送りした資料（国交省からの令和5年度の候補者推薦依頼文は、令和4年12月中旬頃送付する予定です）

①表彰制度について	1枚
②顕彰者一覧（別紙1）	1枚
③優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者の推薦について	17枚
④優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者提出書類	11枚
⑤優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者提出書類の作成例	26枚

以上

- [選考基準] ①年齢40歳以上65歳以下 現場業務従事経験20年以上 無事故期間3年以上
 ②長年にわたる直接工事施工経験があり、現場管理能力を修得したものの③女性技能労働者の推薦人数は上限なし
 ④令和3年度推薦書類より建設キャリアアップシステムへの登録状況欄が新設

推薦なし

	第21回 H24.10.18	第22回 H25.10.17	第23回 H26.10.10	第24回 H27.10.9	第25回 H28	第26回 H29	第27回 H30	第28回 R元	第29回 R2	第30回 R3	第31回 R4	第32、33回 R5、R6
北海道 467								北海道連				1名
東北 1,354		山形県連 宮城県連						宮城県連	宮城県連			1名
関東 3,373	秋田県連											1名
東京 1,428	埼玉県連					三多摩					東京都連	1名
北信越 1,620	三多摩											1名
中部 1,853							静岡県連	静岡県連				1名
近畿 1,778	和歌山県連								和歌山県連	奈良県連		1名
中国 578									岡山			1名
四国 700		高知	徳島		香川県連	徳島	徳島	高知	香川県連	徳島県連	徳島県連	1名
九州 1,710			長崎県連									1名
合計	14,861社 (注. 所属業者数。令和3年10月1日現在)											

全管連発 4 第 号
令和 4 年 月 日

全管連
ブロック担当副会長 各位

全国管工事業協同組合連合会
会 長 藤 川 幸 造
(押印省略)

令和 5、6、7 年度における青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰
候補者の推薦について（依頼）
—各ブロックより 1 名応募くださるようお願いいたします—

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省では、建設産業における担い手確保・育成方策の一環として、平成 26 年 7 月に表記顕彰制度を創設し、平成 27 年度より実施されています。毎年、本会推薦の候補者が顕彰されておりますが、近年、推薦の申込みが減少傾向にあり、貴重な推薦枠を利用しない状況が多々見受けられるようになってい

ます。一方、国土交通省では同顕彰審査委員会において、直近 3 か年において極端に推薦数が少ない団体や自治体に対しては、個別に候補者選定方法など状況を確認し、選定方法に係るアドバイス等を行い、その上で推薦数の充足が見込めないと判断される場合においては、推薦枠数の見直しを行うこととしています。

ついては、このような状況を踏まえ、今後の推薦数の安定確保に努めるべく、別紙 1 の通り、令和 5 年度推薦分より、従来の立候補を重視した方式から全 10 ブロックより各 1 名応募頂き、その中から要件を満たし、準備が整ったと判断した候補者を令和 5～7 年度に順次推薦、という複数年度の候補者を予め確保・選定する方式の施行を当面の間継続することとし、会員団体からの協力を頂きながら、推薦数不足の解消に努めて参りたいと存じます。

各ブロックにおかれては、候補者 1 名を推薦いただき、審査表（様式 12）を 8 月〇〇日（〇）までにメールまたは FAX にてご送付下さい。

なお、ご応募頂いた候補者については、総務部会での審議を経て決定しますが、国土交通省へ推薦する年度については、ご一任頂きますことを予めご了承下さい。

参考までに、令和 4 年度の顕彰要領及び提出書類作成要領、過去の顕彰歴を同封いたします。

また令和 3 年度の国土交通省の依頼文書より、「推薦される候補者は、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録されている技能労働者が望ましい」とされていますので、候補者の選定にあたってはご留意願います。

敬具

本件に関するお問い合わせは、事務局・阿蘇までお願いします。

候補者は、必ず配管技能者などの技能資格を有している方の中から選考下さい。
技術者資格だけでは顕彰の対象となりません。

提出書類は、様式により作成してください。フォーマットデータをご希望の方はご連絡下さい。

○今後の日程（予定）

令和4年	8月〇〇日	予備調査締切
	12月中旬	国土交通省より推薦依頼（別途送付いたします）
令和5年	1月下旬	推薦書類提出（組合→全管連）
	2月中旬	推薦書類提出（全管連→国土交通省）
	10月初旬	顕彰式

○今回お送りした資料（国交省からの令和5年度の候補者推薦依頼文は令和4年12月中旬頃送付する予定です）

①表彰制度について	1枚
②顕彰者一覧（別紙1）	1枚
③青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者の推薦について	17枚
④青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者提出書類	11枚
⑤青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者提出書類の作成例	26枚

以上

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 3名

(選考基準) ①年齢39歳以下 建設現場業務期間10年以上 無事故期間3年以上

②技術・技能が優秀かつ、技術開発・施工の合理化に貢献している

③令和3年度推薦書類より建設キャリアアップシステムへの登録状況欄が新設

	第1回 H27.10.9	第2回 H28	第3回 H29	第4回 H30	第5回 R元	第6回 R2	第7回 R3	第8回 R4	第9~11回 R5~R7
北海道 467	北海道連						北海道連		1名
東北 1,354	宮城県連					宮城県連			1名
関東 3,373									1名
東京 1,428			三多摩						1名
北信越 1,620	富山県連 福井県連								1名
中部 1,853					静岡県連				1名
近畿 1,778									1名
中国 578									1名
四国 700		香川県連	愛媛県連	徳島	香川県連	香川県連	香川県連	徳島県連	1名
九州 1,710									1名

合計 14,861社 (注. 所属業者数。令和3年10月1日現在)

水道配水管更新の促進及び
働き方改革等の対応に関する

要 望 書

令和3年12月

全国管工事業協同組合連合会

全管連発3第223号
令和3年12月17日

自由民主党 水道事業促進議員連盟会長
衆議院議員 田村 憲久 様

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川 幸造

水道配水管更新の促進及び働き方改革等の対応に関する要望

平素は、本会に対し格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、我々管工事業界は、新型コロナウイルス感染症による景気の下振れが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、組合員企業が、将来にわたって社会的責任と役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何より重要であります。

その実現に向け、積極的に「処遇改善」や「働き方改革」に取り組み、我々業界が「給与がよく、休暇がとれ、希望が持てる」、いわゆる「新3K」といわれる魅力的な産業となるよう尽力したいと考えています。

その一方、特に、管工事業は、先工程の遅れによってしわ寄せが頻繁に発生するため、長時間労働削減に向けた取り組みが困難な業種であり、中小建設企業に設けられた時間外労働の上限規制の適用の猶予期間2024年4月までに週休2日を実現し、長時間労働を是正しなければならない狭間で苦慮しております。

また、老朽化が進んでいる水道配水管の更新事業が着実に行われ、かつ、地元管工事業者が適正利潤を得られるように工事発注されることが、当業界の存続のために不可欠であります。

つきましては、事情ご理解のうえ、関係省庁、水道事業体等において、下記事項が実現されますよう特段のご指導を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 令和4年度水道関係当初予算の満額確保について

老朽水道管の緊急更新を推進するために令和4年度予算において十分な額を確保するとともに補助対象内容の拡充、補助率の改善などにより水道事業者

がより活用しやすい制度になるようご指導いただきたい。また、工事請負費に係る積算基準についても工事業者が適正な利潤を確保できるよう、その充実をお願いいたします。

2. 施工時期の平準化、適正工期の確保及び週休2日の実現について

我々管工事業者は、建設業界全体と同様に、高齢者の大量離職が見込まれる一方で、それを補うべき若手者の入職確保に苦勞しており、持続可能性が危ぶまれる状況です。

引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためには、働き方改革（長時間労働の是正、給与・社会保険の整備、生産性向上）の取組を一段と強化し、適正利潤を確保できる環境整備が重要となります。

配水管等の工事発注に当たっては、週休2日の確保等のために施工時期の平準化、適正工期の確保を進めることはもちろんのこと、民間工事においても担い手3法に準じた措置が講じられるようご指導をお願いいたします。

また、その具体的な取組として、週休2日制を後押しするため配水管工事における週休2日工事の実施件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行するようご支援をお願いいたします。

3. 水道広域化・官民連携に伴う地域組合、地元企業の活用支援について

水道広域化、官民連携の推進により、包括委託などの官民連携はますます促進すると思われませんが、これまで地元組合が受注してきた諸々の委託事業は、その受注契約先がどうなるのか、さらにはコスト削減により適正利潤が確保できないレベルまで委託費が下がる事態が起きる可能性が懸念されます。

については、これまでの地域貢献等の実績を踏まえ、地元精通し、多くの技術者・技能者を育成し、災害時にはいち早く復旧活動等に従事している地域組合及び地元業者に対し、優先して業務が発注されるよう関係者へのご支援をお願いいたします。

4. 悪質業者の排除について

マスコミで報道されているような悪質な工事業者の存在は、適正な競争を妨げ、工事の適正な施工の確保に支障をきたすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な工事業者の意欲を削ぎ、ひいては国民の安全・安心な生活を阻害することとなります。また、管工事の社会的イメージを低下させ、若年者の入職にも悪影響を与えています。

については、悪質工事業者の排除を推進するため、指定工事事業者の更新制度を的確に運用するとともに、不正行為に対する監督処分等の厳正な対応が図

られますよう関係者のご指導をお願いいたします。

5. 配管技能者資格の明確化及び活用について

水道法施行規則において「配水管から分岐して給水管を設ける工事等」の重要性が高い工事については、「適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は監督させる」こととされています。

上記の分岐箇所は漏水の可能性が最も高い箇所、真に技能を有する者に行わせる必要があります。施行規則の規定が曖昧な表現に留まっており、厚生労働省から水道事業者に対してその条例、規程に具体的な資格名称を記載するよう指導が行われていますが、その成果は十分とは言えない状況にあります。

また、水道事業者が発注する配水小管（支管）更新のように給水管の取り換えを伴う工事については、工事入札参加の要件としてこうした資格を有する者を直接雇用する企業とすることが有効であります。

上記の事情を鑑み、国及び水道事業者における取組が促進されますようご指導をお願いいたします。

以 上

水道関係予算確保及び
働き方改革等の対応に関する

要 望 書

令和3年12月

全国管工事業協同組合連合会

全管連発3第223号

令和3年12月 1日

公明党 上水道・簡易水道整備促進議員懇話会
会 長 石田 祝稔 様
幹事長 大口 善徳 様

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川 幸造

水道関係予算確保及び働き方改革等の対応に関する要望

平素は、本会に対し格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、我々管工事業界は、新型コロナウイルス感染症による景気の下振れが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、組合員企業が、将来にわたって社会的責任と役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何より重要であります。

その実現に向け、積極的に「処遇改善」や「働き方改革」に取り組み、我々業界が「給与がよく、休暇がとれ、希望が持てる」、いわゆる「新3K」といわれる魅力的な産業となるよう尽力したいと考えています。

その一方、特に、管工事業は、先工程の遅れによってしわ寄せが頻繁に発生するため、長時間労働削減に向けた取り組みが困難な業種であり、中小建設企業に設けられた時間外労働の上限規制の適用の猶予期間 2024年4月までに週休2日を実現し、長時間労働を是正しなければならない狭間で苦慮しております。

つきましては、事情ご理解のうえ、関係省庁、水道事業者等において、下記事項が実現されますよう特段のご指導を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 令和4年度水道関係当初予算の満額確保について

老朽水道管の緊急更新を推進するために令和4年度予算において十分な額を確保するとともに補助対象内容の拡充、補助率の改善などにより水道事業者がより活用しやすい制度になるよう指導いただきたい。また、工事請負費に係る積算基準の充実についてもお願いいたします。

2. 施工時期の平準化、適正工期の確保及び週休2日の実現について

我々管工事業者は、建設業界全体と同様に、高齢者の大量離職が見込まれる一方で、それを補うべき若年者の入職確保に苦勞しており、持続可能性が危ぶまれる状況です。

引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためには、働き方改革（長時間労働の是正、給与・社会保険の整備、生産性向上）の取組を一段と強化し、適正利潤を確保できる環境整備が重要となります。

配水管等の工事発注に当たっては、週休2日の確保等のために施工時期の平準化、適正工期の確保を進めることはもちろんのこと、民間工事においても担い手3法に準じた措置が講じられるようご指導をお願いいたします。

また、その具体的な取組として、週休2日制を後押しするため配水管工事における週休2日工事の実施件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行するようご支援をお願いいたします。

3. 水道広域化・官民連携に伴う地域組合、地元企業の活用支援について

水道広域化、官民連携の推進により、包括委託などの官民連携はますます促進すると思われませんが、これまで地元組合が受注してきた諸々の委託事業は、その受注契約先がどうなるのか、さらにはコスト削減により適正利潤が確保できないレベルまで委託費が下がる事態が起きる可能性が懸念されます。

については、これまでの地域貢献等の実績を踏まえ、地元精通し、多くの技術者・技能者を育成し、災害時にはいち早く復旧活動等に従事している地域組合及び地元業者に対し、優先して業務が発注されるよう関係者へのご支援をお願いいたします。

4. 悪質業者の排除について

マスコミで報道されているような悪質な工事業者の存在は、適正な競争を妨げ、工事の適正な施工の確保に支障をきたすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な工事業者の意欲を削ぎ、ひいては国民の安全・安心な生活を阻害することとなります。また、管工事業者の社会的イメージを低下させ、若年者の入職にも悪影響を与えています。

については、悪質工事業者の排除を推進するため、指定工事事業者の更新制度を的確に運用するとともに、不正行為に対する監督処分等の厳正な対応が図られますよう関係者のご指導をお願いいたします。

5. 配管技能者資格の明確化及び活用について

水道法施行規則において「配水管から分岐して給水管を設ける工事等」の

重要性が高い工事については、「適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は監督させる」こととされています。

上記の分岐箇所は漏水の可能性が最も高い箇所であり、真に技能を有する者に任せる必要があります。施行規則の規定が曖昧な表現に留まっており、厚生労働省から水道事業者に対してその条例、規程に具体的な資格名称を記載するよう指導が行われていますが、その成果は十分とは言えない状況にあります。

また、水道事業者が発注する配水小管（支管）更新のように給水管の取り換えを伴う工事については、工事入札参加の要件としてこうした資格を有する者を直接雇用する企業とすることが有効であります。

上記の事情を鑑み、国及び水道事業者における取組が促進されますようご指導をお願いいたします。

以 上

上水道・簡易水道整備促進議員懇話会 資料

1. 補正予算案 …… P1
2. 最近のトピックス …… P3



令和3年12月1日

厚生労働省医薬・生活衛生局

水道施設整備費補助金(公共)

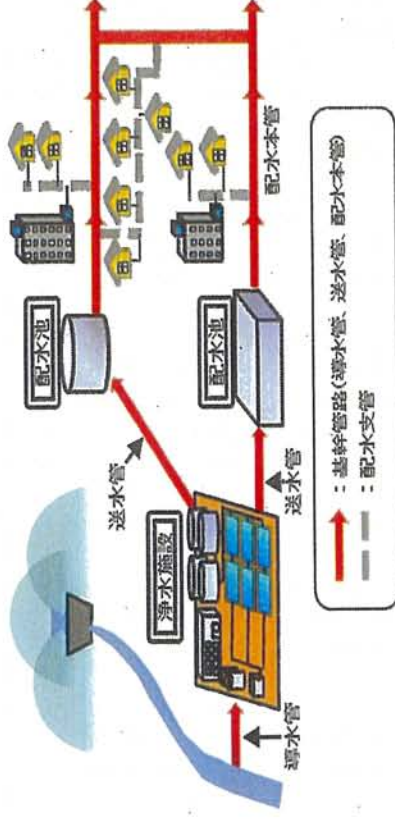
令和3年度補正予算案 25億円

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業

**生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)**

令和3年度補正予算案 365億円

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づき施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備（5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考：水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

事業内容

災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

補助率等

原則：1/2

例外：災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害として指定された場合等

2/3

上限額：設定無し

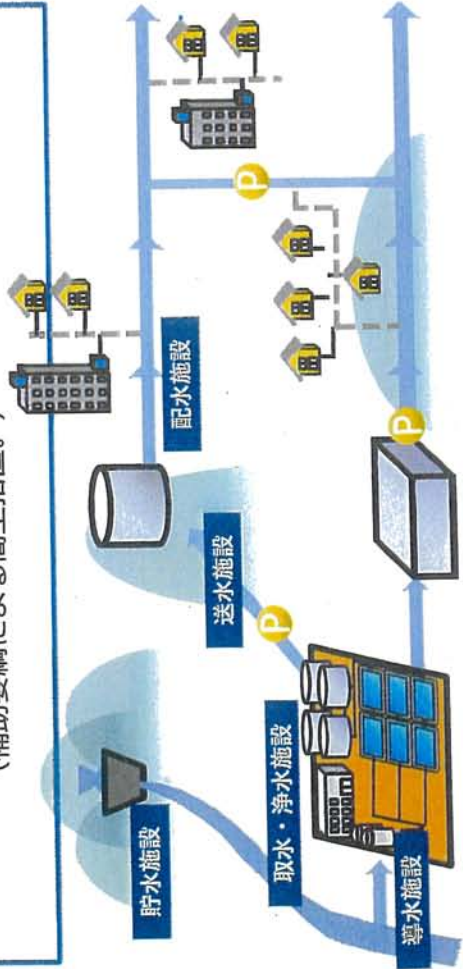
参考：阪神・淡路大震災
（特別立法適用地域 8/10）
東日本大震災

（特別立法適用地域 80/100～90/100）
平成30年7月豪雨（2/3）

（補助要綱による高上措置。）
平成30年北海道胆振東部地震（2/3）

（補助要綱による高上措置。）
令和元年度台風19号、20号及び21号（2/3）

（補助要綱による高上措置。）



補助対象施設

地方公共団体が管理する水道事業等のための施設であって、次の施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備

- **取水施設**（井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設）
- **貯水施設**（貯水池、その他貯水に必要な施設）
- **導水施設**（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）
- **浄水施設**（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）
- **送水施設**（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）
- **配水施設**（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

※その他、水道施設被害が甚大となる災害（直近の例：令和元年度台風19号、20号及び21号）の場合には、給水装置の一部や漏水調査も対象とすることがある。

【参考】

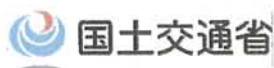
応急給水については、災害救助法に基づき措置として、都道府県が実施（市町村に委任する場合を含む。）し、国がその費用の一部を負担する制度（内閣府所管）がある。

1. 水管橋耐震化等事業の創設

- 令和3年10月3日和歌山市において、水管橋の落橋に伴い、約60,000世帯の断水が発生。
(10月9日仮設管通水)
- 本件の事故原因は和歌山市において調査中。
- 令和3年10月11日和歌山市長から、国庫補助に係る要望書が出された。
- 水管橋落橋による断水被害の大きさに鑑み、災害対策の観点からも、補強、耐震化について国庫補助の創設。

2. コンセプション関係

- 平成30年の改正水道法に基づく、水道コンセプション事業について、10月22日に宮城県から初の事例となる許可申請があり、11月19日に許可済み。(事業開始は令和4年4月の予定)



● 本文へ

文字サイズ変更

標準

拡大

音声読み上げ・ルビ振り

● 検索方法

● サイトマップ

建設市場整備

土地・建設産業トップ 土地 不動産 建設業 国際展開

ホーム > 政策・仕事 > 土地・不動産・建設業 > 建設市場整備 > 建設キャリアアップシステムポータル

建設キャリアアップシステムポータル

UP CCUS 建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見通しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇い育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国土省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

<p>CCUSの概要</p>	<p>建設業振興基金CCUSサイト ※ (外部サイト)</p>	<p>建設業の役割・魅力の発信 (関連リンク集)</p>
<p>○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します</p>	<p>○システムへの登録や利用に関する情報です</p>	<p>○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です</p>
<p>労務費等につなげる取組</p>	<p>建退共との連携</p>	<p>公共工事でのインセンティブ</p>
<p>○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します</p>	<p>○建退共の電子申請方式等との連携を進めています</p>	<p>○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています</p>
<p>技能者の方の能力評価制度</p>	<p>施工能力等の見える化</p>	<p>各種施策連携・支援策</p>
<p>○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します</p>	<p>○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します</p>	<p>○ハローワークや、各種助成制度他の施策との連携を推進しています</p>
<p>現場利用の手引き</p>	<p>下請事業者向け手引き</p>	<p>技能者向け手引き</p>
<p>○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します</p>	<p>○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p>	<p>○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p>
<p>CCUS登録事業者検索 ※建設業振興基金へ (外部)</p>	<p>推進体制</p>	<p>関係資料</p>
<p>○登録事業者が検索できます</p>	<p>○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています</p>	<p>○制度全般に関する通知や関連資料等をご紹介します</p>

ご意見・ご要望
(CCUS目安箱)

CCUSに関するご意見・ご要望をお寄せください。

建設キャリアアップシステムの利用状況（2021年11月末実績）

- **技能者は約76万人が登録済み**
(年度内に80万人を超えるペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準へ)
- **現場での利用数は大幅に増加**
(※就業履歴数。直近で月・約260万回（令和3年11月実績）)
- **事業者の登録は約15万事業者が登録**
(※うち一人親方は約4万事業者)

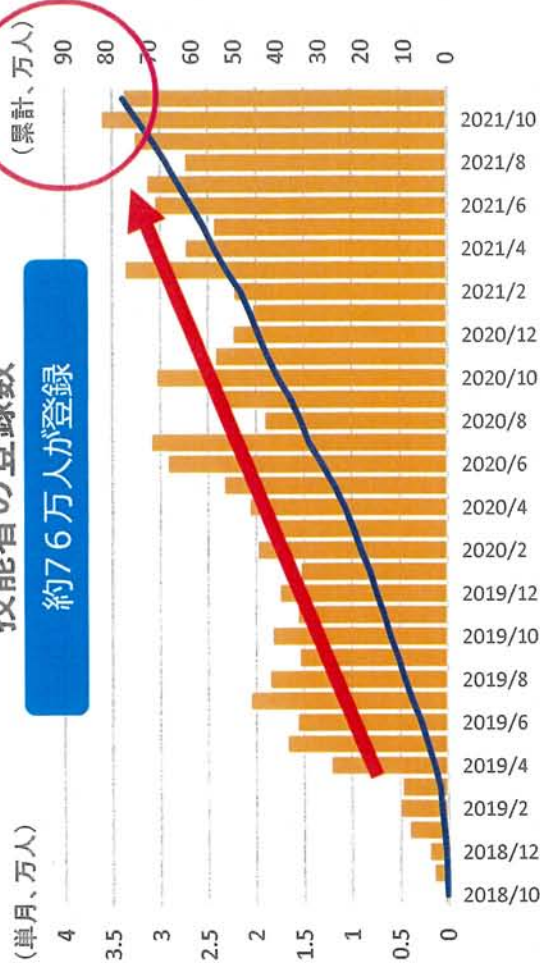
【参考】

	技能者登録 (参考) 技能者数	事業者登録 (参考) 工事実績がある事業者数
全国	762,199人 3,180,000人	150,101社 200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
国土交通省推計。

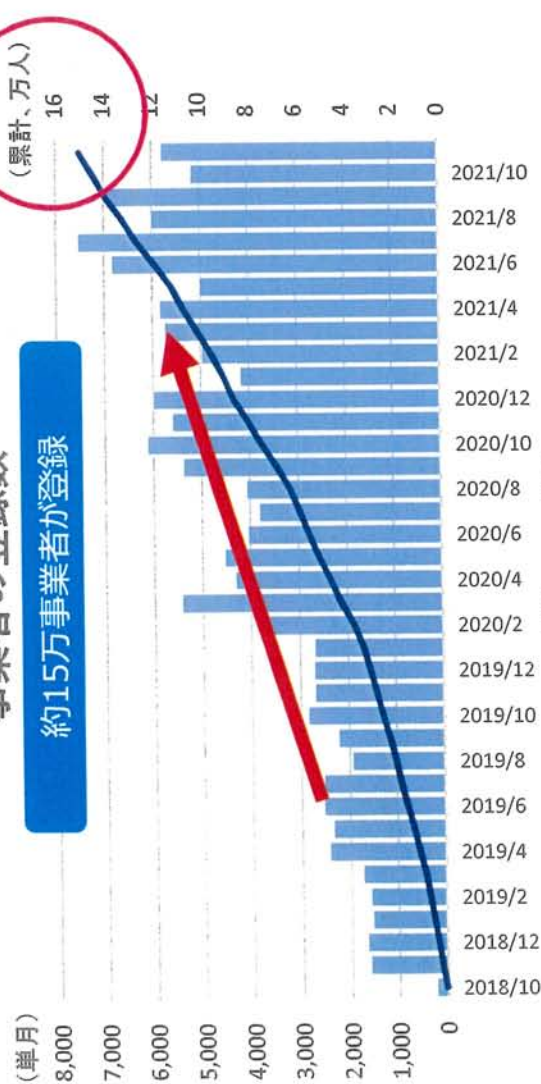
技能者の登録数

約76万人が登録



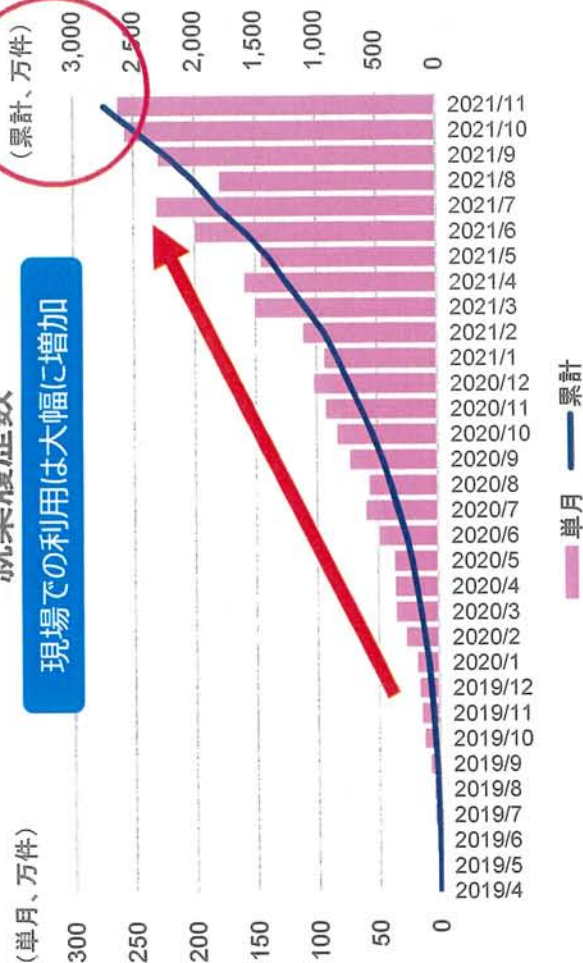
事業者の登録数

約15万事業者が登録



就業履歴数

現場での利用は大幅に増加



職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	36,730
02 普通作業員	79,307
03 軽作業員	2,517
04 造園工	5,732
05 法面工	3,756
06 とび工	68,170
07 石工	2,075
08 ブロック工	950
09 電工	60,321
10 鉄筋工	30,080
11 鉄骨工	8,980
12 塗装工	14,629
13 溶接工	8,941
14 運転手 (特殊)	35,513
15 運転手 (一般)	9,158
16 潜かん工	347
17 潜かん世話役	50
18 さく岩工	45
19 トンネル特殊工	2,850
20 トンネル作業員	3,629
21 トンネル世話役	633
22 橋りょう特殊工	2,603
23 橋りょう塗装工	549
24 橋りょう世話役	1,224
25 土木一般世話役	15,490
26 高級船員	1,099
27 普通船員	1,469

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
28 潜水士	1,274
29 潜水連絡員	70
30 潜水送気員	258
31 山林砂防工	5
32 軌道工	1,471
33 型わく工	37,932
34 大工	9,493
35 左官	13,891
36 配管工	36,740
37 はつり工	4,186
38 防水工	15,689
39 板金工	11,378
40 タイル工	3,301
41 サッシ工	3,000
42 屋根ふき工	959
43 内装工	38,684
44 ガラス工	3,800
45 建具工	7,889
46 ダクト工	8,853
47 保温工	9,214
48 建築ブロック工	3,660
49 設備機械工	10,576
50 交通誘導警備員A	591
51 交通誘導警備員B	992
52～ その他計	141,435
技能者総数	
	762,188

(参考) 国勢調査における技能者数

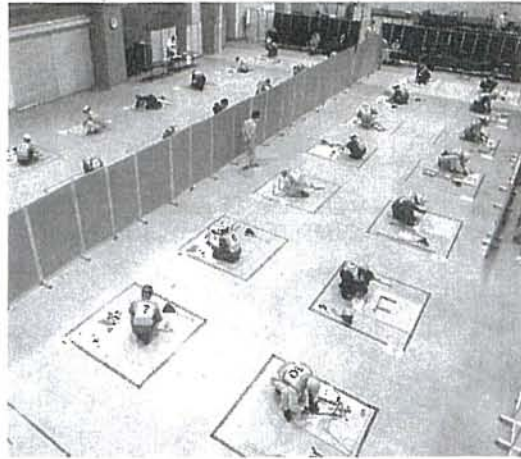
職業小分類	建設技能者*
電工	416,180
大工	350,000
配管工	216,730
塗装工	139,530
とび職	104,970
建機等操作	75,160
左官	73,470
板金工	50,470
型枠大工	45,670
鉄筋工	32,070
植木職, 造園師	27,430
ブロック積・タイル張工	27,060
溶接工	26,080
屋根ふき工	20,020
鉄骨工・橋梁工	13,930
運搬従事者・運転手	12,020
石工	5,220
警備員	1,360

*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したものの。

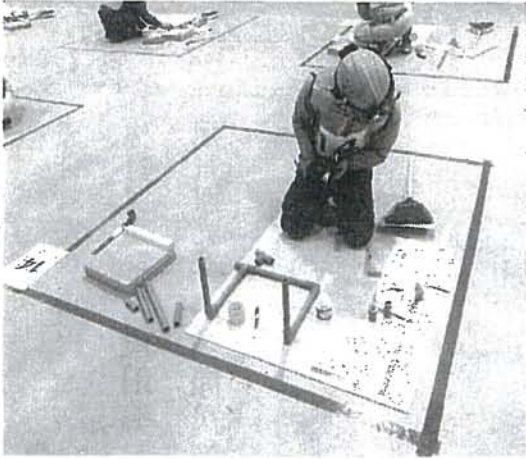
出典：建設業振興基金（2021年11月末技能者登録数
平成27年度国勢調査より

配管職種で初の特定技能一 号評価試験 実施される

11月25日に東京都立多摩職業能力開発センター で配管職種で初の国内試験を実施



新型コロナウイルス感染症対策として受験生と受験生の間隔を空けて実技試験を実施



実技試験の様子



学科試験の様子



試験運営に協力を頂いた全管連・JACの方々と共に

改正出入国管理法(入管法)に基づく新在留資格(特定技能外国人)の受け入れに向け、全管連と(一社)建設技能人材

改正出入国管理法(入管法)に基づく新在留資格(特定技能外国人)の試験は同センターで午前九時から実施され、八十名が受験した。学科試験は実技試験終了者から順次実施された。

合格発表は、十一月三十日にJACホームページに掲載された(受験者八十名、合格者数三十三名、合格率四一%)。合格した場合、各個人宛の合格証明書がマイページに送られた。

実技試験の基準点は超えたが学科試験の基準点を満たさなかった受験生は、学科追試験を受験できる。追試験は十二月十六日にJACで実施する。追加の受験料は不要で、対象者には試験案内を送付した。

特定技能外国人を受入れるルートは、①技能実習生からの転換、②外国において実施する日本語及び技能に係る試験に合格するの二通り以外に「国内評価試験」(国内技能検定三級(一部職種のみ))がある。

配管職種における令和三年度特定技能一試験

機構(JAC)は十一月二十五日、東京都昭島市の東京都立多摩職業能力開発センターで「配管職種」の技能試験を実施した。同分野では国内外通じて初めての特定技能一評価試験となる。

試験は同センターで午前九時から実施され、八十名が受験した。学科試験は実技試験終了者から順次実施された。合格発表は、十一月三十日にJACホームページに掲載された(受験者八十名、合格者数三十三名、合格率四一%)。合格した場合、各個人宛の合格証明書がマイページに送られた。

国内試験における受験対象者は、配管職種以外で技能実習生として入国し配管への転換を希望する者や留学生等。受験者の募集・受付はJACが行い、当日の実技試験等の運営を全管連が協力する形で実施された。

なお、本会関係の特定技能評価試験委員は次のとおり。(順不同)
▽松本正美氏(全管連理事・技術部長、三多摩管工事協同組合理事長)
▽金子 達之輔氏(三多摩管工事協同組合理事)
▽渡邊弘幸氏(東京都管工事工業協同組合技術委員)
▽網田健志氏(元東京都管工事工業協同組合技術委員)
▽阿部弘之氏(全管連技術参与)
▽茨木 繁氏(全管連技術参与、JAC事業部プロジェクトリーダー)

令和3年11月 建設分野特定技能1号技能評価試験結果

試験日	実施場所	職種	受験者数	合格者数	合格率
令和3年11月11日	日本 (東京都)	海洋土木工	9	9	100%
令和3年11月25日	日本 (東京都)	配管	80	41	51%

- ※受験者には、建設技能人材機構の技能評価試験マイページにて、結果通知します。
- ※試験問題の内容、個別の採点結果等についての問い合わせにはお答えできません。

(報告事項6)

全管連発3第228号

令和3年12月13日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

第55回事務局研修会の開催について(ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記研修会を別紙により開催いたしますので、ご多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ多数ご出席下さるよう格別のご配慮をお願い申し上げます。

つきましては、開催準備の都合もありますので、1月21日(金)までに同封の出欠通知によりFAXまたはメールにてご回答いただきたくお願いいたします。

敬具

◎本件に関するお問合せ先

事務局 佐藤、阿蘇、仲村

TEL 03(5981)8957

FAX 03(5981)8958

higuchi@zenkanren.or.jp (小島)

全管連 第55回事務局研修会

1. 日 時 令和 4年 2月 4日 (金) 13:30~15:30 (予定)
2. 場 所 品川プリンスホテル・メインタワー 24階「クリスタル24」
東京都港区高輪4-10-30
TEL 03(3440)1111
3. 内容等

次 第	時 間
受 付	午後1:00
1. 開会	1:30
1. 会長挨拶 全国管工事業協同組合連合会 会長 藤川幸造	1:35~1:40
1. 「建設キャリアアップシステムの取組」について (仮) 国土交通省 担当官予定	1:40~2:20
休 憩	2:20~2:30
1. 事例発表「水道事業における広域化」について (仮) 全国管工事業協同組合連合会 専務理事 粕谷明博 氏	2:30~3:00
1. 第62回 (令和4年度) 通常総会及び 全国大会等関連行事PR 長野県水道工事業協同組合連合会 事務局長 石井正英 氏	3:00~3:10
1. 報告事項	3:10~3:30
1. 閉会	3:30
1. 懇親会 (22階「サファイア22」)	4:00~6:00

4. 会費について

- ・一人につき 5,000 円
- ・会費は会議・懇親会がセットになっております。
- ・会費は当日会場受付で申し受け、領収書をお渡しいたします。

5. 宿泊について

宿泊を希望する方は、本会を通じて宿泊の予約を承ります。宿泊費は、各自チェックイン時に直接お支払い下さいますようお願いいたします。

(1) 宿泊ホテル（研修会場と同ホテル）

品川プリンスホテル・メインタワー ツインルームのシングルユース
シングル1名につき 11,400 円（朝食付き、税・サービス料込）
9,000 円（朝食無し、税・サービス料込）

*禁煙・喫煙 *チェックイン 15:00、チェックアウト 11:00

(2) 宿泊の取り消しについて

宿泊の1週間前（2月1日）からのお取り消しは、取り消し料を申し受けますことを予めご了承下さい。なお、取り消し等はFAXまたはメールにてご連絡下さい。

(3) 近隣ホテル

東横 INN 品川駅高輪口が隣接しておりますので、あわせてご案内いたします（ご予約は各自お取りくださるようお願いいたします）。

シングル1名につき 8,500 円～（軽朝食付、税、サービス料込）

東横 INN 品川駅高輪口

〒108-0074 東京都港区高輪 4-23-2 電話番号：03-3280-1045

<http://www.toyoko-inn.com/hotel/00029/>

6. その他

(1) 出席者について

- ・1組合何名でも結構です。
- ・女性職員の方もこの機会に是非ご参加下さい。
- ・連合会におかれましては、その所属組合の事務局もお誘い合わせのうえ、ご参加いただくようご配慮願えれば幸甚に存じます。

(2) 懇親会について

- ・会場内の適切な換気を行い、着席でテーブルにはアクリル板を用いるなどソーシャルディスタンスに十分配慮して開催いたします。各組合の事務局相互の懇親をはかるため、ぜひ、懇親会にもご出席下さい。 以上

第59回技能五輪全国大会（東京大会）について（報告）

第59回技能五輪全国大会は、下記のとおり実施されました。

1. 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。
2. 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、東京都
3. 後援 国土交通省、経済産業省、文部科学省他
4. 協力 全国管工事業協同組合連合会他
5. 競技会場 配管職種：東京ビッグサイト（東京都江東区）
6. 日程 ①選手会場下見 12月17日（金） 東京ビッグサイト
②競技・公開水圧審査 18日（土） ”
③成績発表 20日（月） インターネット配信
7. 参加選手 配管職種44名（全42職種1,028名）
8. 参加選手所属企業への助成
近年、配管職種参加者の技能向上・継承、また、技能大会を活性化するため、指導者派遣や本会会員企業の選手1名につき5万円の助成を行う事とする。
9. 本会から参画する委員等（順不同・敬称略）

*開催地・東京都連をはじめ、競技運営他多大なご協力を頂きました。

競技主査	金子 達之輔（東京都連）	競技委員	渡 邊 弘 幸（東京都連）
競技補佐員	神 谷 晴 江（東京都連）	競技補佐員	本 田 泰 章（神奈川県水）
”	田母神 友 梨（ ” ）	”	鴨志田 慎 吾（ ” ）
”	笛 木 聡 志（埼玉県連）	”	森 田 健 二（横 浜）
”	増 田 喬 歳（ ” ）	”	鈴 木 嘉 幸（ ” ）
”	大 川 裕一郎（川 崎）	”	川 村 尚 志（愛知県連）
”	川 又 健太郎（ ” ）	”	小 暮 貴 士（ ” ）
事務局	依 田 仁 朗（全管連）	事務局	仲 村 信 慶（全管連）

10. 入賞者（敬称略）

◎金賞の石井悠貴選手には、厚生労働大臣賞が授与されました。

*印は、本会会員企業

順位	都道府県名	選手氏名	所属先
金賞	栃木県	石井 悠貴	(株) 関電工北関東・北信越営業本部 栃木支店
銀賞	東京都	嶺井 政明	西原工事(株)
	栃木県	益子 亮太	(株) 関電工北関東・北信越営業本部 栃木支店
	島根県	山田 純暉	島根電工(株)
銅賞	新潟県	西山 将矢	* (株)千代田設備
	茨城県	小瀧 悠大	(株) 関電工 東関東営業本部 茨城支店
	岩手県	亀谷 英也	岩手県立産業技術短期大学校水沢校
敢闘賞	愛知県	大川 喜紀	* 武田機工(株) 滝工場 現業部
	島根県	三宅 亮	* シンセイ技研(株)
	愛知県	牧原 大斗	* 武田機工(株) 滝工場 現業部
	島根県	塩野 有人	島根電工(株)
	熊本県	松岡 亮佑	熊本県立小川工業高等学校
	宮城県	佐藤 尚吾	* (株) アトマックス
	山口県	中能 七海	(株) 桐田商会

11. 本件に関するお問合せは、全管連事務局・佐藤、依田、仲村までお願いいたします。

○お問合せ先

全管連事務局 佐藤、依田、仲村
 TEL：03-3949-7312
 FAX：03-3949-7351
 メール：n_nakamura@zenkanren.or.jp

全管連発3第224号
令和3年11月29日

会員各位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

「管工事業」職業紹介リーフレットの作成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会青年部協議会(会長・太田勝晶氏)の協力により、表記リーフレットを添付資料の通り作成いたしました。中学校、高校、専門学校の生徒、保護者及び教諭を対象に、「管工事業」という職業について理解していただくために作成したものです

会員各位におかれましては、ご希望により800部を上限に送付いたします。別紙の申込用紙にて送付枚数の希望を12月13日(月)までにてメール(又はFAX)によりご回答ください。準備が整い次第、発送いたします。実物の見本は11月30日の事務連絡に同封いたします。

また今後も活用していただくため、会員・所属員企業に限り、添付資料PDFデータに名入れ・印刷してご利用ください(PDFデータを修正できない会員においては、ご連絡ください。全管連で修正して、送信いたします)。

敬具

お送りした資料

①申込用紙

②リーフレット(PDF版。実物はA4判観音開き、11月30日の事務連絡に同封)

本件に関する問い合わせ先

事務局・上田、佐藤

TEL 03-5981-8957

FAX 03-5981-8958

メール news@zenkanren.or.jp

新型コロナウイルス感染症の影響により日程が変更になることがあります	
月 日	令和4年(2022年)
1月17日(月)	理事会 13:30(品川プリンスホテル・メインタワー・WEB併用) *賀詞交歓会は中止
2月4日(金)	事務局研修会 13:30(品川プリンスホテル・メインタワー)
2月7日(月)	総務委員会・災害対策担当理事合同会議 13:30(品川プリンスホテル)
2月17日(木)	経営委員会 14:00(京都)
3月11日(金)	技術委員会 14:00(東京)
5月16日(月)	総務部会 13:30(全管連・WEB併用)
5月中旬	経理部会 13:30(全管連・WEB併用)調整中
5月中旬	監事会 13:30(全管連)調整中
6月2日(木)	正副会長・部長会議 13:30(大手町サンスイカイルーム・WEB併用)
6月15日(水)	臨時総会・理事会 13:30(品川プリンスホテル・WEB併用)
7月4日(月)	通常総会・全国大会 (長野県軽井沢)調整中
8月6日(土)	青年部協議会 通常総会 (栃木県宇都宮・WEB併用) 調整中
10月18日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル・メインタワー)調整中
10月19日(木) ~21日(金)	第54回管工機材・設備総合展(都立産業貿易センター浜松町館)
10月19日(木) ~21日(金)	日本水道協会 全国会議(名古屋市国際展示場)
10月19日(木) ~21日(金)	名古屋水道展(名古屋市国際展示場)